

予算決算常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和7年3月5日(水) 議場
2. 出席委員 赤木忠徳委員長 近藤久子副委員長 谷口隆明 横路政之 宇江田豊彦 坂本義明
堀井秀昭 福山権二 徳永泰臣 政野太 五島誠 桂藤和夫 藤木百合子 藤原洋二
吉川遂也 國利知史 松本みのり 前田智永 坪田朋人
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 横山和昭議会事務局議事調査係長 植木佳那子議会事務局主事
5. 説明員 木山耕三市長 大原直樹副市長 矢吹有司副市長 島田虎往総務部長 岡本貢生活福祉
部長 加藤武徳企画振興部長 天野武美環境建設部長 東健治総務課長 関浩樹行政管
理課長 福本敬夫財政課長 松本武士税務課長 松本武士収納課長 小川修危機管理課
長 酒井繁輝社会福祉課長 野木一伸高齢者福祉課長 清水めぐみ高齢者福祉課主幹
森田一徳児童福祉課長 下森一克地域交通課長 出口聡保健医療課長 田部伸宏企画課
長 足羽幸宏いちばんづくり課長 中村雅文自治定住課長 黒木和彦農業振興課長 松
永幹司林業振興課長 杉谷美和紀建設課長 平岡靖之建設課主幹 日野原祥二環境政策
課長 久保隆治都市整備課長 信清裕司地籍用地課長 信清裕司下水道課長 今西隆行
総領支所長
牧原明人教育長 荘川隆則教育部長 毛利久子教育総務課長 高淵直哉教育指導課長
亀山慎也生涯学習課長
仙田真作西城市民病院事務長
高浦光司財政課財政係長 高尾和巳税務課資産税係長 西村秀美収納課収納係長 松永
恵佑危機管理課危機管理係長 角田さおり社会福祉課障害者福祉係長 藤永信峰社会福
祉課生活福祉係長 岡智美高齢者福祉課高齢者福祉係長 小田佳大高齢者福祉課介護保
険係長 十川美栄子高齢者福祉課専門員 森永智徳児童福祉課児童福祉係長 神田のり
こ児童福祉課あんしん支援係長 俵啓介地域交通課地域交通係長 藤原章良保健医療課
医療予防係長 河野泰英保健医療課国保年金係長 松浦伸樹企画課デジタル推進係長
小川正夫企画課専門員 池田貴徳農業振興課農業振興係長 中間貴也林業振興課林業振
興係長 近藤崇憲商工観光課観光振興係長 谷口浩二建設課管理係長 藤谷克信建設課
土木係長 竹嶋誠建設課農林整備係長 原田淳司環境政策課環境政策係長 光永俊和都
市整備課管理係長 三浦健司下水道課管理係長
天野雄作生涯学習課文化振興係長
谷先辰也西城市民病院事務局医療総務係長
6. 委員外議員 なし
7. 傍聴者 2名
8. 会議に付した事件
 - 1 付託議案(令和7年度当初予算)
 - 議案第35号 令和7年度庄原市一般会計予算
 - 議案第36号 令和7年度庄原市住宅資金特別会計予算

議案第 37 号 令和 7 年度庄原市歯科診療所特別会計予算
議案第 38 号 令和 7 年度庄原市休日診療センター特別会計予算
議案第 39 号 令和 7 年度庄原市国民健康保険特別会計予算
議案第 40 号 令和 7 年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
議案第 41 号 令和 7 年度庄原市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 42 号 令和 7 年度庄原市介護保険特別会計予算
議案第 43 号 令和 7 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計予算
議案第 44 号 令和 7 年度庄原市宅地造成事業特別会計予算
議案第 45 号 令和 7 年度庄原市下水道事業会計予算
議案第 46 号 令和 7 年度庄原市国民健康保険病院事業会計予算
議案第 47 号 令和 7 年度庄原市比和財産区特別会計予算

2 付託議案（令和 6 年度 3 月補正予算）

議案第 51 号 令和 6 年度庄原市一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 52 号 令和 6 年度庄原市住宅資金特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 53 号 令和 6 年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 54 号 令和 6 年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 55 号 令和 6 年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 56 号 令和 6 年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 2 号）
議案第 57 号 令和 6 年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 58 号 令和 6 年度庄原市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 59 号 令和 6 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 60 号 令和 6 年度庄原市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 61 号 令和 6 年度庄原市下水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 62 号 令和 6 年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）

午前 10 時 51 分 開 議

○赤木忠徳委員長 これより予算決算常任委員会を再開いたします。ただいまの出席委員は 18 名であります。よって、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議におきまして、傍聴、写真撮影、録音録画を許可しております。審査の方法についてお諮りします。令和 7 年度各会計予算を一括審査することとし、各分科会主査から審査報告を受けた後、一括審議に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 異議なしと認めます。よってそのように決定いたします。

1 付託議案（令和 7 年度当初予算）

議案第 35 号 令和 7 年度庄原市一般会計予算
議案第 36 号 令和 7 年度庄原市住宅資金特別会計予算

議案第 37 号 令和 7 年度庄原市歯科診療所特別会計予算
議案第 38 号 令和 7 年度庄原市休日診療センター特別会計予算
議案第 39 号 令和 7 年度庄原市国民健康保険特別会計予算
議案第 40 号 令和 7 年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
議案第 41 号 令和 7 年度庄原市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 42 号 令和 7 年度庄原市介護保険特別会計予算
議案第 43 号 令和 7 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計予算
議案第 44 号 令和 7 年度庄原市宅地造成事業特別会計予算
議案第 45 号 令和 7 年度庄原市下水道事業会計予算
議案第 46 号 令和 7 年度庄原市国民健康保険病院事業会計予算
議案第 47 号 令和 7 年度庄原市比和財産区特別会計予算

○赤木忠徳委員長 議案第 35 号、令和 7 年度庄原市一般会計予算から議案第 47 号、令和 7 年度庄原市比和財産区特別会計予算までを一括議題といたします。まず、総務分科会主査から報告を求めます。桂藤和夫総務分科会主査。

〔桂藤和夫総務分科会主査 登壇〕

○桂藤和夫委員 委員長より報告を求められましたので、総務分科会の主査報告をします。総務分科会では 2 月 17 日、2 月 18 日、2 月 19 日の 3 日間、説明員の出席を求め、比和財産区、議会事務局、会計課、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会、行政管理課、総務課、税務課、収納課、管財課、財政課、危機管理課における令和 7 年度各会計の予算審査を行いました。なお本分科会では、市政施行 20 周年記念事業、シティプロモーションの推進、持続可能な財政運営プランの取組みの 3 項目を重点事業に示して審査しました。それでは、審査の状況について報告します。最初に、比和財産区です。まず、比和財産区と比和支所のかかわりについての質疑があり、事務局という形でかかわりを持っているが、山の管理について状況を確認しながら提言する必要があると考えているとの答弁がありました。次にフォレストワンとの連携についての質疑があり、近々工場見学に伺い、どういった必要があるのか調査、研究を始めていくとの答弁がありました。そのほか、人工林と天然林の割合について、ナラ枯れについて、伐採の計画について等の質疑がありました。次に議会事務局です。まず委員会室のマイク設備について、経年劣化も見受けられるが改修計画は検討しているのかとの質疑に対し、今のところ具体的な計画はないが、状況を見て検討していくとの答弁がありました。次に、議会事務局の人員配置について、議会も第 6 期に入り、定員は 1 名減となるが議員構成もかなり変わるので、要員配置について現状維持をしてほしいとの質疑に対し、今のところ予算は現状維持で見込んでいるとの答弁がありました。そのほか、議会だよりのカラー化、印刷製本費の状況について質疑がありました。次に会計課です。指定金融機関である JA ひろしまの手数料の見直しについて、どのように検討したのかという質疑に対し、各自治体が指定金融機関と契約をして手数料を定めているが、本市では指定金融機関制度が始まって以来ほとんど金額が変わっていなかった。全国的に窓口手数料が上がっていることなどの背景を踏まえ、JA ひろしまから公金取扱手数料の見直しの要望もあったことから、JA ひろしまと適正な手数料について協議をし、今回の額としたとの答弁がありました。そのほかの質疑はありませんでした。次に、選挙管理委員会事務局です。まず投票率の向上対策につい

て、若年層や、障がい者、高齢者で投票に行きにくい方への支援を考えているのかとの質疑に対し、市内の高校に出向いて模擬投票、選挙物品の配布等を実施し啓発を行っている。また、高齢者に限った話ではないが、昨年の衆議院選挙から LINE や住民告知放送を活用して投票を呼びかけているとの答弁がありました。次に、現在の開票方法だと時間がかかるように思うが別の開票方法は検討しないのかとの質疑があり、現在のやり方を変える予定は今のところないが、正確性を重視しながら開票時間を短縮できるよう、他市の事例等も参考にして取り入れられることは取り入れていきたいとの答弁がありました。そのほか、ポスター掲示個所について、期日前投票について等の質疑がありました。次に監査委員事務局です。質疑はありませんでした。次に公平委員会です。質疑はありませんでした。次に行政管理課です。重点審査事業であるシティプロモーションの推進では、現在、広報手段として facebook を活用されているが、他の SNS の活用については検討されているのかとの質疑に対し、来年度からすぐにやるとは言えないが、他市町においてインスタグラムや TikTok を導入されているところもあるため、研究しながら検討していきたいとの答弁がありました。また、広報しようばらの外国人の方への対応について質疑があり、紙ベースでは日本語版のみであるものの、カタログポケットというアプリに掲載しており、そのアプリからは英語、韓国語、スペイン語など多言語に対応した広報誌を読むことが可能であるとの答弁がありました。そのほか、重点審査事業以外では住民告知放送事業の加入状況、県からの移譲事務の変更点、農林業センサスの予算、ホームページのスマホ対応について等の質疑がありました。次に総務課です。重点審査事業である市制施行 20 周年記念事業では、協賛事業補助について募集の時期や、こういったものの協賛を想定されているのかとの質疑に対し、交付対象の事業は 20 周年の周知・啓発に資する事業であり、期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までであるとの答弁がありました。次に記念式典の会場、運営についての質疑があり、市民会館や丘陵公園の使用を検討中であり、それぞれのメリット・デメリットを考慮しながら、より多くの方にご参加いただき、ともに 20 周年を祝えるよう形式や時期を検討していきたいとの答弁がありました。次に、記念事業と同時に庄原市の過去 20 年間を振り返る取り組みは考えておられないのかとの質疑に対し、20 周年記念事業の中で 20 年間の歩み等も来場者の方に知っていただけるよう考えている。現在、検討段階ではあるが、広報紙の活用や、20 年の歩みを動画にまとめて式典、ホームページ等で流すといった方法も考えているとの答弁がありました。重点審査事業以外では、職員数と勤怠管理に関する質疑が集中しました。職員数の現状についての質疑に対し、令和 6 年度 4 月 1 日時点で職員数は 478 名、令和 7 年 1 月末時点で 11 名が退職、令和 6 年度末には定年退職 4 名、自己都合退職数名を見込んでいるとの答弁がありました。また、令和 6 年度は 21 名が病気休職、うち 7 名が既に復職している。休職中の職員についてはカウンセリング、あるいは面談等を行う中で、新年度にはさらに数名の職員の復帰を見込んでいるとの答弁がありました。職員数が減ることにより、職員 1 人当たりの業務負担が大きくなることが懸念されるが、退職等を見込んであらかじめ多く採用をする必要があるのではないのかとの質疑に対し、退職者数と同等、あるいはそれを上回る新規採用を目指して取り組んでいる。今年度も例年どおりの前期・後期の試験に加え、8 月 1 日の早期募集試験、調理員の募集、県が採用試験・募集等を行う土木技師の採用、追加試験等も実施し人材確保に努めている。また、年度中途での退職・休職や新たに発生する業務については、会計年度任用職員を配置して対応しているとの答弁がありました。次に、定時を超えてからの窓口業務等への対応は考えていないのかとの質疑があり、就業時間を超えた業務については時間外勤務命令に基づき手当を支給している。また、令和 8

年1月から庁内電話の更新となるため、自動音声対応や通話の録音を更新と合わせて導入できないか検討しているとの答弁がありました。そのほか、弁護士費用の増額、平和行政の推進、庁舎管理、外部委託の効率化、職員の自己研修について等の質疑がありました。次に税務課、収納課です。まず、収納率の現状についての質疑に対し、令和5年度の収納率は滞納繰越分も含めて88.95%であり、未納額は約4億8,270万円であるとの答弁がありました。次に未納対策について、今年度新たに何かしようと思っているのかとの質疑に対し、pipitLINQ 電子調査等を活用し、今年度から預金調査を迅速に行い、必要に応じて滞納処分等の取組を行っているとの答弁がありました。次に、物価高騰が収納率に与える影響について質疑があり、12月末時点で収納率は若干低下している。年度末に向けて、引き続き未納額の解消に取り組んでいくとの答弁がありました。そのほか、キャッシュレス納付の進捗状況、固定資産税の見通しについて等の質疑がありました。次に管財課です。まず、普通財産の解体工事について、旧新坂生活改善センター及び高野方面隊第1分団第2部消防格納庫以外に新たに追加されたものはないのかとの質疑に対し、それらは長期総合計画に位置づけていたもので、新たに長期総合計画に加えたものはないとの答弁がありました。次に土地開発公社について、最近動きがないが、今後の在り方をどのように考えているのかという質疑に対し、近年、土地開発公社を活用しての用地取得という事例はない状況である。今後の必要性については、現在第3期長期総合計画を策定中なので、長期的な見通しを持つ中で解散も含め検討していきたいとの答弁がありました。次に公契約条例について、第6条、市内事業者の受注機会の確保とあるが、厳格に市内事業者で完結できるような対応が必要ではないのかとの質疑に対し、市内調達原則に従い、可能な限り市内事業者の受注機会の確保に取り組んでいくとの答弁がありました。そのほか、スポーツ振興目的の自販機について、共済について、公の施設の普通財産の草刈り業務について等の質疑がありました。次に財政課です。重点審査事業の持続可能な財政運営プランの取組みについては、財政運営を健全化しようとするれば、物件費といった準義務的経費を含めて計画目標とその効果を出していかないといけないのではないのかとの質疑に対し、準義務的経費の部分については、これまでのプランで具体的に明示されたものはない。現在の財政状況を考慮したときに次期プランも必要だと考えているが、物価高騰等により経常経費も含めた歳出額がふえているので、集中と選択という視点で、ゼロベースで見直す作業が必要だと考えているとの答弁がありました。次にネーミングライツの候補について質疑があり、内部的な基準として、年間の利用者数が2万人を超える施設を一つの目安と考えており、市民会館を候補として挙げ準備を進めていたが、スタートには至らなかったとの答弁がありました。次に財政運営プランで、今後10年間の財政運営において最も懸念されるリスク要因は想定されているのかとの質疑に対し、物価高、労務単価の影響で物件費がふえている。その中でも、施設の維持管理経費が非常にかかっているため、そこを縮減せざるを得ないと考えている。また、もう一つの懸念として、労働力人口が不足しており確保したくともできない状況が今後も続くと思込まれる。そのため人件費部分で単価を落とすことは大きなリスクになると考えられるとの答弁がありました。次に、財政調整基金からの繰入れが昨年度と比較して大きく増加した要因についての質疑に対し、要因としては、まず臨時的経費があげられる。例えば令和7年度は3つの選挙で約2億円の事業費が必要となっている。臨時的経費を除いた要因として大きなものは、物価高騰による物件費の増加や人件費の増加があげられるとの答弁がありました。重点審査事業以外では、財政運営プランの透明性の確保、市民への周知について財政課だけでは難しいのではないのかとの質疑に対し、非常に重要な視点だと考えており、広報しょうばら、ホームページ

等で情報提供しているが、それだけでは不十分だと考えている。情報提供の工夫の仕方、具体的にどのような手法や取り組みがよいのか検討していきたいとの答弁がありました。また、財政が厳しい状況の中での対応についての質疑に対し、歳出削減という要素が強まってしまいがちだが、それだけでは不十分であり歳入の確保努力も必要である。ふやすべきところはふやす努力をしつつ、バランスをとって進めていきたいとの答弁がありました。そのほか、未利用財産の利活用、補助金の検証などについて等の質疑がありました。次に危機管理課です。まず、35年以上の退職報償金について新たな規定が設けられたが、その経緯についての質疑に対し、上位法の改正は、国も消防団員の処遇改善の一助となるという趣旨のもとにされたものであるとの答弁がありました。次に、消防団員確保の新年度の展望についての質疑に対し、地域の消防後援会等のご協力や、総会または協議の機会を捉えてお願いを続けている。令和7年度の活動については、女性消防団員をふやす取り組みにも力を入れていきたいと協議しているとの答弁がありました。次に、防災用ドローンの活用についての質疑に対し、ドローンを活用した業者と災害時における運用や活用については協定を締結している。今後、活用できる場面があれば積極的に取り組んでいきたいとの答弁がありました。そのほか、消防団の装備品、運転免許返納者への支援、危機管理課の人員配置、避難所の人員配置、防災備蓄品等の質疑がありました。最後にまとめです。物価高騰の影響は随所に及んでおり、財政は厳しい状況にあると言わざるを得ません。令和7年度は財政調整基金を大きく繰り入れ、今後もその傾向は続くと言われていますが、歳出削減と歳入確保に引き続き注力し、持続可能な財政運営の実現に努めていただくことを求めます。また、近年労働力人口の減少が問題となっている中で、職員確保については鋭意努力をされていますが、今後も適切な業務負担及び業務執行体制の維持、改善に努め、しっかり市民の付託に応えられるよう努めていただくことを望み、以上について再度強調し、総務分科会の主査報告とします。

○赤木忠徳委員長 次に、教育民生分科会主査から報告を求めます。五島誠教育民生分科会主査。

〔五島誠教育民生分科会主査 登壇〕

○五島誠委員 教育民生分科会の主査報告をします。教育民生分科会は2月17日、18日、19日の3日間、各所管課における令和7年度一般会計及び特別会計、国民健康保険病院事業会計の予算について審査いたしました。なお重点審査事業として、学校給食の充実、外出支援事業の2項目を指定し、重点的に審査を行いました。それでは分科会で出された主な質疑、意見について、審査順に報告します。最初に教育総務課です。重点審査事業の学校給食の充実では、学校給食費負担軽減支援金制度に係る各運営委員会の事務負担について質疑があり、児童生徒だけが対象で、長期間休む場合は給食が不要となるなど日によって細かく変わるため、その辺の把握のことで非常にお手数をおかけしている。事務を変更することによりかえって混乱が生じることも考えられるが、実際に事務をされておられる方の意見も伺いながら、改善できるところは改善を図っていきたいとの答弁がありました。そのほか、支援金のさらなる拡充について、給食費の公会計化について、地元農産物の使用について、給食費の滞納について、などの質疑がありました。そのほかの審査では、スクールバス等運行业務委託について、体育館へのエアコン設置について、学校施設のトイレ洋式化事業について、学校業務効率化事業のLOGOチャットアカウント料について、第3期教育振興基本計画策定事業について、奨学金貸付等事業について、永末小学校の増築・改修工事について、などの質疑がありました。特に、体育館へのエアコン設置については、避難所対応のこともあり、積極的に国の交付金を活用して事業を検討すべきであるとの意見が出され、新年度に危機管理課や企画課と長期総合計画と合わせて検討を行っていく

ことになると思うとの答弁がありました。次に教育指導課です。教育用PCの更新について、今回は国の予算があるが、次回以降の更新の際にはどのようなになるのかかわからないので財源に不安がある。どのように考えておられるのかとの質疑に対し、ノートパソコンの耐用年数は3年から5年程度であり、次回の更新の際の国の動向を注視している。デジタル教科書のことも含め、教育用PCはなくてはならないものになっているので、教育の機会均等の意味でも全国市長会や県教育委員長会等でしっかりと要望を行っていくとの答弁がありました。そのほか、教職員の人材確保やフォロー体制について、中学校部活動地域移行について、特別教室支援事業について、生徒指導対策事業における不登校対応について、学校運営協議会の委員報酬以外の予算について、などの質疑がありました。特に、教職員の人材確保やフォロー体制について質疑が集中しました。次に生涯学習課です。帝釈峡まほろばの里オートキャンプ場のリニューアルに伴う時悠館の修繕に対する質疑では、蛍光灯や内部の修繕は毎年度行っている。施設が全体的に古くなってきているので、危ないところは随時検査して予算要求を行っている。施設の全体的な修繕計画はないが、安全を考慮しながら使用しているとの答弁がありました。そのほか、庄原こどもミュージカル補助金について、収蔵品の管理について、ふるさと村高暮の利用状況について、西城温水プールの利用状況について、などの質疑がありました。次に西城市民病院です。人員配置予定は予定どおりの見込みなのかとの質疑に対し、毎年、退職予定等を踏まえながら新年度の職員募集を行っている。募集に当たって行政文書やホームページ、ハローワークのほか、西城市民病院の医師や看護師が看護学校に出向いてPRを行っている。今のところ、年度初めには職員が揃っている状況である。中途退職があった場合は随時募集を行って職員の確保に努めているとの答弁がありました。そのほか、老人保健施設の利用状況について、現在の累積赤字についてなどの質疑がありました。次に市民生活課です。国際交流について質疑が集中し、綿陽市の来訪については現時点では当初の予算内で対応することとし、補正予算は考えていないとの答弁があったほか、しょうばら国際交流協会の事務局費の増額の理由について、などの質疑がありました。そのほか、東城斎場の修繕について、人権啓発セミナーに係る予算の減額の理由について、住民票等コンビニ交付事業について、ふれあいセンターの指定管理料の減額の理由について、などの質疑がありました。次に地域交通課です。第2期地域公共交通計画策定をどのように進められるのかとの質疑に対し、第1期計画を振り返って、成果と残された課題、公共交通の利用者や財政面での目標の達成度合いなどの検証を行う。加えて、交通事業者や自治振興区への聞き取り、住民アンケートの実施をする中で、交通事業者、住民の方の意見を吸い上げ、持続可能な地域公共交通計画の策定に努めてまいりたいとの答弁がありました。また、委員から、デマンド型交通については事業者と相当膝を突き合わせて話をしているかとうまくいかない。地域交通の最後の頼みの綱なので、利用者の声をしっかりと聞いて取り組んでほしいとの意見があり、利用者の利便性と、効率的な運行ができるということで効果のある取組だと感じる。東城地域でデマンド交通を実施するに当たっては、乗降スポットを決める際に地元の集会所レベルまで落とし込んで細かいところまで話をした。その成果が現在の東城地域での利用につながっているということを踏まえて取り組んでいくとの答弁がありました。そのほか、生活交通路線確保事業の予算の増額の理由について、車両の小型化について、芸備線通学支援・モニタリング事業について、デマンド交通の運行状況について、などの質疑がありました。次に高齢者福祉課です。重点審査事業の外出支援事業では、福祉車両貸出事業において、車両を配置する地域、配置数、利用方法、利用の想定について質疑が集中し非常に誤解が生まれやすい事業内容であったため、広報等、市民へ

の案内について丁寧な対応を求めました。それに対し、今回の内容のまま取り組みを続けるというわけではなく、今後もケア会議等を通じて対象者の動向などをしっかりと把握しながら、場合によっては市全域をカバーするような自家用自動車による福祉有償輸送の研究を行うなど、あるべき形を模索したいとの答弁がありました。そのほかの審査では、高額医療合算介護サービス費について、成年後見制度利用支援事業について、在宅高齢者介護慰労金について、介護ロボット・ICTの導入について、介護人材確保事業について、シルバー人材センター補助金について、などの質疑がありました。介護保険、介護保険サービス事業の各特別会計については、特筆すべき質疑はありませんでした。次に社会福祉課です。生活保護が増加している要因についての質疑に対し、令和3年ごろまでは減少傾向にあったが令和4年ごろから徐々に増加している。新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響というよりも、心身の病気をお持ちの方が離職をされ、就労につながらないケースがふえている傾向にあるとの答弁がありました。今年度から開始された、ひきこもり支援ステーション事業の新年度の事業展開についての質疑に対し、昨年6月にここサポを設置し、12月時点の延べ件数で来所が403件、電話相談が88件、訪問が197件、LINE相談が11件、メール相談が8件となっている。相談窓口の看板設置・チラシ・告知放送などでの発信により、相談件数やフリースペースへの参加が徐々に増加している。すぐに成果が出るものではないので、引き続き社会福祉協議会や民生委員と連携して地域全体で継続して取り組んでいきたいとの答弁がありました。また、委員から、社会福祉協議会のフードバンク事業に供する倉庫が狭く、改善が必要なため調査を行って欲しいとの要望がありました。そのほかの審査では、社会福祉協議会に対する補助金の増額について、災害時避難行動要支援者の把握と有事の活用について、じん臓障害者の通院助成の増額について、買物弱者対策支援事業の拡充について、などの質疑がありました。次に保健医療課です。不妊治療に対する支援について、保険適用にはなったが、それでもなお治療費が高額なので補助が必要ということなのか、100万円で充足しているのかとの質疑に対し、基本的には保険適用となったが、県の補助も含め金額を超える部分への補助である。保険適用内で治療される方が多いが、特定不妊治療等で保険適用外となる方は全額自己負担となり、高額な医療費がかかる。今年度は2月5日時点で13件、69万7,500円の助成を行っている。市が上限5万円、県が上限30万円なので、上手く活用していただきたいとの答弁がありました。デイホームやサロン等でのフレイル予防の普及啓発について質疑があり、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の取り組みの中で、集いの場等の社会参加の取り組みやシルバーリハビリ体操等の取り組みを、高齢者福祉課と連携を取りながら継続してまいりたいとの答弁がありました。国民健康保険料の県内統一に向かう中での県内市町、県、国の医療費抑制の考え方や取り組みについての質疑に対し、県内各市町で医療費の抑制や健康寿命延伸のさまざまな取り組みを行っているが、一方で診療報酬の改定や新薬の普及等により医療費総額がふえている。国にも要望し、各市町と歩調を合わせて取り組んでまいりたいとの答弁がありました。また、委員から、夜間タクシーの運行がなくなったことによる送迎の不安から受診控えが起これないように、救急医療の在り方について保健医療課だけではなく、病院、備北消防組合、民間と引き続き検討をしていただきたいとの意見がありました。そのほか、带状疱疹ワクチンの接種費用の助成について、特定健康診査の年齢要件や、なみかポイント付与の終了について、自殺対策事業のゲートキーパー養成講座や相談窓口について、骨髄ドナー助成金についてなどの質疑がありました。歯科診療所、休日診療センター、国民健康保険、国民健康保険直診勘定、後期高齢者医療の各特別会計については特筆すべき質疑はありませんでした。最後に児童福

祉課です。指定管理と直営の公立保育所、国費対応のある私立保育所の保育士の給与の在り方について質疑が集中しました。令和4年度に見直しを行い、令和5年度分から実績に応じ加算率を設けている。指定管理者の法人がそれぞれの給与基準で積算し、それに応じて指定管理料としてお支払いしているが、人材確保の観点から法人も給与改定の課題を認識し検討が行われている。市としても、社会情勢も加味して固執することなく法人と協議してまいりたいとの答弁がありました。委員からは、同一労働、同一賃金の観点で、保育士が不足している状況や民間企業の賃金が上がっている社会情勢からも改善をしなければならない。現状把握や是正をお願いしたいとの意見がありました。また、こども誰でも通園制度についての質疑に対し、国は令和7年度に制度メニューを作成し、令和8年度から全国展開する予定としている。庄原市でも未満児を対象とした制度として、令和7年度中に具体的な検討を行ってまいりたいとの答弁がありました。そのほか、保育所 ICT の活用について、保育所の給食の物価高騰対策について、ファミリー・サポート・センター事業の推進について、発達支援事業の利用状況について、子育て支援に関する情報発信について、出産・子育て応援支援金の給付方法について、保育所再編の方向性についてなどの質疑がありました。令和7年度当初予算について、これまでの議論を踏まえて慎重に審査しました。その中で、昨年の予算審査や決算審査の際に調査や検討を行っていくとの答弁があったものの、あまり協議が進んでいないものもありました。人員の確保や業務の整理を行う中で、マンパワーが不足する事態を抑制し、より市民に寄り添った市政運営となることを望みます。そして、物価高騰や人件費の増は本市の財政にも大きな影響を及ぼしております。本年は改選を控えているため新規事業は必要最小限だったかと思いますが、新しい体制のもと市民の安心・安全を守り、先に申し上げたことが達成されるよう求め、主査報告とします。

○赤木忠徳委員長 次に、企画建設分科会主査から報告を求めます。吉川遂也企画建設分科会主査。

〔吉川遂也企画建設分科会主査 登壇〕

○吉川遂也委員 委員長より報告を求められましたので、予算決算常任委員会企画建設分科会、予算審査主査報告を行います。企画建設分科会では2月17日、18日、19日の3日間、所管する事務に関する令和7年度一般会計及び特別会計の予算について審査を行いました。なお本分科会では、重点審査事業として、子どもたちと多世代の集いの場整備事業、生成AI導入事業、庄原いちばんづくり留学事業、循環型林業推進補助金について審査を行ったところです。それでは、審査の状況について報告いたします。まず下水道課です。最近、他県では下水道に関連する大きな事故があったが、管路の点検はどのようになっているのかとの質疑に対し、令和7年度には5年に1度の法定点検を実施する。また毎年100箇所程度、マンホールの点検も実施しているとの答弁がありました。下水処理施設の未利用地の有効活用を求める意見には、各処理場の敷地は広めに購入しているが、ソーラーパネルの設置といった他の用途での利用は検討していないとの答弁がありました。次に地籍用地課です。地籍調査事業を効率的に実施するため、来年度、新たな取り組みを行う予定はないかとの質疑に対し、山林部での調査にリモートセンシングの導入なども検討しているが、耕地部の調査を優先している状況であるとの答弁がありました。委員からは、調査実施に当たっては地元説明なども大変丁寧に行っていたいただき感謝している。これからも慎重かつ確実に事業を実施してもらいたいとの意見が出されました。次に都市整備課です。都市再生整備事業について、文芸の小路というネーミングがくずれないような対応をしてもらいたいと思うが、事業の進め方はとの質疑に対し、庄原小学校の子どもたちから意見を聞いた。石畳風の趣のある舗装とすること、明るい雰囲気にするために照明を設置すること、休憩

のためにベンチを設置することなどを考えているとの答弁がありました。また都市計画道路、本町板橋線の整備工事について、1工区だけで1億2,500万円の予算が計上されている。最終的な事業費は幾らくらいになるのかとの質疑に対し、延長516メートル、用地買収は最小限に抑えながら歩道の拡張や無電柱化を行う。総事業費は約6億8,600万円の予定であるとの答弁がありました。そのほか、長期未着手都市計画道路整備の見直しについて、道の駅の改修について、公営住宅の入居状況や今後の整備計画などについて質疑がありました。次に建設課です。道路草刈作業実施交付金の単価が上がったが、近隣の他市町と比べるとまだ単価が低い。今後、さらに単価を上げる予定はあるのかとの質疑に対し、単価を1円上げると一般財源が200万円必要となる。財政的な課題もあるが、段階的に見直していきたいとの答弁がありました。また、災害復旧事業に係る予算に関する質疑には、国の災害復旧へ対する考え方は変わらないが、能登半島地震の復旧が進まないため、そちらに予算が配分されているようである。そのため本市への予算配分が減少しているとの答弁がありました。そのほか、委員からは、森林環境譲与税を活用した市道沿い森林等環境整備事業の拡充を求める意見が出されました。次に環境政策課です。備北クリーンセンター管理運営に関し、まだ新しい施設であるが修繕料が計上されている理由は何との質疑に対し、新築から3年が経過し、焼却炉の耐火レンガの劣化が進んでいるため修繕が必要となった。以前の施設でも同様の修繕費がかかっていたとの答弁がありました。また、昨年度と比較し塵芥処理に係る委託料が上昇したのはなぜかとの質疑に対し、労務単価の上昇が主な要因であるとの答弁がありました。PFASの検出はないのかとの質疑に対し、市内では検出されていないとの答弁がありました。そのほか、東城ストックヤード施設整備事業、一般廃棄物処理基本計画におけるハード事業の進捗状況などについて質疑がありました。次にいちばんづくり課です。重点審査事業として、庄原いちばんづくり留学事業を審査しております。令和7年度はお試し留学、短・中期プログラムの留学インターンに加え1年間の留学を試行実施することのだが、参加の見込みはどの程度あるのかとの質疑に対し、留学インターンは8名を募集しているが、既に数名が参加の意向を示されている。留学については広報活動をしっかり行い、参加者を募集していきたいとの答弁がありました。また、楽しかったで終わらせないように、参加者からフィードバックをしてもらうことも必要ではないかとの質疑に対し、事業の目的である定着、定住に向けて、まずつながりを持ってもらいたいという思いがある。プログラムの中には提言をいただく機会もあるので、伺った意見を参考にしながら来年度の取り組みに生かしていきたいとの答弁がありました。そのほか、至学館大学との包括連携協定に基づく連携事業について、どのような事業に予算を計上しているのかとの質疑に対し、今年度の大学との調査で、総合演習のフィールドを必要とされていることがわかった。そのフィールド提供に必要な経費として、滞在費や受け入れを要する経費などを積算しているとの答弁がありました。このほか、ふるさと応援寄附金推進事業について、庄原ファンクラブ事業などについて質疑がありました。次に企画課です。重点審査事業として、子どもたちと多世代の集いの場整備事業、生成AI導入事業を審査しております。まず、子どもたちと多世代の集いの場整備事業については、子育て支援センターでのヒアリングやアンケート調査などを実施されたとのことだが、市民のニーズに沿った整備となっているのかとの質疑に対し、基本設計の大枠は他市の事例やアンケートの声を参考にしているが、詳細な設計を行うに当たっては市民の意見をしっかりと反映させていきたいとの答弁がありました。なお、そのほかにも多くの意見が出されましたが、行政の継続性と計画に基づいた事業を推進すること、また市民のニーズをしっかりと踏まえた設計を行うことが重要だと考えていると

の答弁がありました。生成AI導入事業では、無料トライアルで導入を進めるとのことだが、令和7年度の予算はどのような費用を計上しているのかとの質疑に対し、令和6年度中に幾つかのAIを試し、導入するAIを決定する。予算はライセンス料を計上しているとの答弁がありました。また、生成AIをどのような業務に活用する予定かとの質疑に対し、先行している自治体では行事のアイデア提案などに利用されているようである。正確性が担保されているかなど、実際に使用して理解していきたいと思うが、将来的な展望はかなり開けているのではないかと答弁がありました。重点審査事業以外の事業では、行政情報処理事業、難視聴解消への対応などについて質疑がありました。次に、自治体定住課です。縁結び事業の成果と今後に関する質疑には、以前と比べて会員数が増加してきており、成婚に結びついた実績もある。今後は会員からの要望と成果をみながら事業継続について検討していきたいとの答弁がありました。また、定住促進事業について、住宅取得を行った転入定住者が奨励金の交付対象となっているが、転入者に限定せず市内在住者も交付対象とできないかとの質疑に対し、市全体の人口減少抑制も課題となっており、市内の転居者も対象とするよう検討が必要な時期にはきているとの答弁がありました。そのほか、自治振興区振興交付金などについて質疑がありました。次に商工観光課です。観光交流事業の積算根拠はとの質疑に対し、基本的には前年度と同額の予算を計上しているが、隔年で実施される事業も考慮した積算としているとの答弁がありました。また、遊YOUさろん東城管理運営事業について、当該施設の屋外トイレなど、改修が喫緊の課題と捉えているが状況はどのようになっているかとの質疑に対し、令和7年度では基本計画策定支援に係る予算を計上している。令和9年度に実施計画の策定、令和10年度に改修工事に着工というスケジュールが最も早いパターンになろうかと思うとの答弁がありました。そのほか、中小企業振興対策、まちなか交流施設管理事業などについて質疑がありました。次に林業振興課です。重点審査事業として、循環型林業推進補助金を審査しております。再造林への支援の状況はどのようになっているかとの質疑に対し、再造林率は令和5年度が14.2%、今年度は27.5%を見込んでいる。令和7年度は35%を見込んでおり、目標としている50%に向けて事業に取り組んでいきたいとの答弁がありました。また、森林作業道の草刈りに関する予算を毎年計上する必要があるのかとの質疑に対し、所有者の森林に対する意識が低下しているような状況もあり、維持管理作業を通して森林への関心を高めて欲しいとの思いがあるとの答弁がありました。重点審査事業以外の事業では、有害鳥獣防除事業に係り、サルが生息域が広がり被害もふえている。西城、東城地域だけではなく庄原地域にも野猿専従員を配置する考えはないかとの質疑に対し、現在、庄原地域でサルによる被害で困っているとは聞いていないが、将来的には検討する必要があると考えているとの答弁がありました。そのほか、地域木材住宅建築普及事業、森林経営管理事業、ひろしまの森づくり事業など多岐にわたり質疑がありました。次に農業振興課です。水田放牧等促進事業はもっと力を入れてもよい事業と考えるが、6万円しか予算計上されていないのはなぜかとの質疑に対し、実績が少ないため予算額も少ない。今後の実績次第では拡充も検討したいとの答弁がありました。中山間地等直接支払事業について、令和7年度から第6期対策が実施されるが、大きな変更点はあるのかとの質疑に対し、従前の10割の交付金を受けようとする、新たに他の集落協定とのネットワーク化に取り組む必要があることが大きな変更点であるとの答弁がありました。その他、第3期農業振興計画策定業務、新規就農者支援施設管理事業、和牛振興対策事業などについて質疑があったほか、配合飼料の高騰が経営を圧迫しているため、酪農農家へ対する支援を検討すべきとの意見が出されました。最後に農業委員会事務局です。地域計画策定の進捗

状況や、利用権設定の廃止による影響や今後の見通しなどについて質疑がありました。以上のとおり、企画建設分科会が所管します 11 課 1 事務局について予算審査を行いました。昨今の物価上昇基調や人件費の高騰などの影響により、来年度予算案は業務委託料などが例年より上昇しています。過度に競争の原理を働かせることが、事業の継続性、サービスの質の向上や維持にはつながらないものと考えことから、実情に沿った算定根拠を積み上げることを要望します。また、昨年度の決算審査の際には、当初予算額と決算額との差が大きい事業が散見されたことに鑑み、予算の算定根拠を厳密化することを提言しました。新年度予算案では一定の検討がなされてきたものと思料しました。重点審査事業では、子どもたちと多世代の集いの場整備事業について、委員の中でさまざまな議論はあったが、先にも述べたとおり、子育て世代のアンケートにあったような内容に沿った計画となるよう留意するとともに、設置される遊具や設備についても木材を活用するなどの方法により、庄原らしい施設設計となるよう求めます。また、耐用年数と安全性を十分考慮した上で事業を進めることを求めます。長期にわたった災害復旧事業に一定の目途が立ったことを踏まえ、市道新設改良工事が計画にのっとり再始動します。急激な人口減少による影響を考慮し、長期総合計画や長期未着手都市計画道路の見直しなど、住民生活に大きな影響を与える計画の変更には丁寧なプロセスをもって当たられることを求めます。おわりに、市内商工業を初め農林畜産業は、エネルギーコストや物価の上昇及び人材不足や人件費の高騰に加え、十分な価格転嫁が進んでいない等の要因により、経営は極めて困難な状況にあるといえます。市内さまざまな商工農林諸団体及び金融機関等と緊密な連携をもって、必要なときには機敏な支援体制を構築し、市内の産業振興を図られることを要望し、主査報告とします。

○赤木忠徳委員長 以上で各主査の報告を終わります。質疑に入る前に、申し合わせ事項の確認をします。まず質疑は、主査報告で報告をされなかった案件、分科会で審査をされなかった案件に限定して行ってください。質疑は、自分の所属する分科会に関連するものは行わないでください。質疑の回数は、自分の所属しない分科会に対して各 3 回以内としてください。これより質疑に入ります。ただいまの主査報告について質疑があれば許します。質疑はありませんか。坪田委員。

○坪田朋人委員 企画建設分科会主査に質問します。市の事業において補助金や交付金を積極的に活用することは、地域の発展にとって非常に重要な取り組みであると考えております。これまでも本市はその方針で取り組まれてこられたことを認識しており、今後も同様に事業にあった補助金や交付金をしっかりと獲得し活用していくことが必要不可欠であると考えています。本年度、国は地方創生 2.0 を打ち出し、その一環としてインフラ整備やデジタル活用、産業振興など、多岐にわたる分野で交付金を提示しています。庄原市において、この施策に対する申請を見送られたと認識していますが、この判断については理解を示しつつ、今後は事業に合致した補助金や交付金を積極的に活用していくことが重要であると私は考えています。そこで、この点について企画建設分科会の中で質疑があったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○赤木忠徳委員長 答弁。吉川主査。

○吉川達也委員 お答えいたします。地方創生 2.0 に関する補助金等についての質疑、あるいは説明等はございませんでした。

○赤木忠徳委員長 坪田委員。先ほどの質疑について執行者の答弁を求めますか。

○坪田朋人委員 はい。

○赤木忠徳委員長 企画課長。

○田部伸宏企画課長 御質問にお答えします。皆様御承知のとおり、これまで地方創生に関する交付金については、地方創生推進交付金や、衣がえをしましたデジタル田園都市国家構想交付金等もございました。国も地方創生2.0を推進するに当たり、新たに地方経済生活環境創生交付金という形で再編をしたと理解しております。今、議員も言われたとおり、新年度については、こちらの交付金を活用した事業は予算計上しておりません。こちらについては、新規事業について一定の留保をしたといった今年度の予算の特徴といえますか、そうした事情もあるということで御理解をいただければと思います。また、新年度以降においても、この地方創生については本市の特性に合った形、例えば農業であるとか、観光であるとか、そうしたものについても十分活用ができると認識しておりますので、国の補正予算等の流れも注視しつつ、事業についてはしっかり研究、検討してまいりたいと考えております。

○赤木忠徳委員長 他に質疑はありませんか。坂本委員。

○坂本義明委員 企画建設の主査にお伺いします。先ほど報告の中でラ・フォーレ庄原についての質疑等はなかったように思いますが、庄原市が買い上げて、最近までお金をかけております。この前お聞きしたときには、厨房にもまだお金かけたいという話がありました。このことも踏まえて、今後どのようにされるのかをお聞きしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○赤木忠徳委員長 答弁。吉川主査。

○吉川達也委員 御質問にお答えします。ラ・フォーレ庄原については、特に重立った質疑はなかったように記憶しております。記憶の漏れがあつてはいけませんので、詳しく記憶をしていないというところは申し訳ありません。

○赤木忠徳委員長 坂本委員、先ほどの質疑について執行者の答弁を求めますか。

○坂本義明委員 力を入れてやるべき一つの事業だと思うので、しっかり聞かせてほしいと思います。

○赤木忠徳委員長 企画振興部長。

○加藤武徳企画振興部長 御質問にお答えします。ラ・フォーレ庄原については令和4年度の再開以来、さまざまな修繕箇所等が発生する中で対応をしてきています。また、エネルギー対策等でLED交換をしたり、また今年度も空調の更新等を実施しているところですが、新年度においては先ほどお話も少しありましたが、厨房機器の整備、それから入浴券の券売機等を更新して整備をしていくように予算を計上しています。

○赤木忠徳委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 そこまでは理解できたのですが、部屋等の改修というのは、まだ全く計画の中には入っていないのでしょうか。

○赤木忠徳委員長 企画振興部長。

○加藤武徳企画振興部長 御質問にお答えします。新年度においては部屋の改修等の予算は計上しておりませんが、令和8年度以降、長期総合計画、また実施計画を策定する中で、ラ・フォーレ庄原の整備についても計画していく必要があると考えております。

○赤木忠徳委員長 他に質疑はありませんか。國利委員。

○國利知史委員 企画建設分科会主査にお伺いします。重点審査事業として、子どもたちと多世代の集いの場整備事業を挙げられておりますけれども、その報告の中に、そのほかにも多くの意見が出されたという説明がありました。少しわかりにくいので、具体的にはどのような質問、議論が行われたの

かお伺いしたいと思います。

○赤木忠徳委員長 答弁。吉川主査。

○吉川遂也委員 御質問にお答えします。重立った質疑については先ほど述べたとおりですが、そのほか、子育て支援センターのヒアリングについて、その計画がどのように実現されているかということは先ほど述べたとおりです。屋内遊具、屋内での遊び場を希望されているというアンケートの自由記述があったことについて、どのように設計に生かされるか等の質疑があった中で、基本設計の大枠は他の事例あるいは予算規模等について検討していく。大型遊具あるいは中型遊具、屋外の遊具の設計を考えているという答弁がありました。そのほか場所の選定について、ジョイフルの近くの公園整備はできなかったかという点については、安全性の問題、そういう比較検討の問題で現在の計画に至ったという答弁があったように記憶しております。そのほか、大きな公園整備の目的について質疑があり、関係人口の構築や交流人口、あるいは近隣施設とのシナジー効果を図って過大な投資を避けつつ、ニーズに応えるような設計をしたいという答弁があったように記憶しております。そのほか、地域ごとの声に応じた公園整備について検討は進められているかといった質疑がありましたが、丘陵公園との連携及び各近隣市町、周辺市町については今後検討課題とするという答弁があったように記憶しております。そのほか、ウッドデッキ等の長寿命化等について疑問があるということについては、先ほど主査報告の中で述べましたが、木を使えば耐用年数が短くなるのではないかとということについて、使われる資材、あるいは塗料等について研究をし、長寿命化を考えたいという答弁があったように思います。また設置される遊具のインクルーシブデザイン等について、ユニバーサルデザインやインクルーシブデザインの遊具の必要性を議論し、費用等の問題から検討課題とするという答弁があったように考えております。大まかですが、以上となります。

○赤木忠徳委員長 國利委員。

○國利知史委員 よくわかりました。それと、基本設計の大枠は他市の事例やアンケートの声を参考にしているということですが、詳細な設計を行うに当たっては市民の意見をしっかりと反映させていきたいという議論がされたと報告がありました。来年度の予算案、この2億9,474万円に関しては現段階での大枠での予算と。これからまた市民の意見を反映して変更になっていく可能性があるのか、そういう議論にはならなかったのか、お伺いしたいと思います。

○赤木忠徳委員長 答弁。吉川主査。

○吉川遂也委員 予算の内容については大枠の予算ということで、国に対して事業の認可、補助金の申請をしている計画のとおりと説明を受けました。詳細な設計、管理についてはこれからまだ詰める余地があるという説明を受けておりますが、漏れがあつてはいけませんので、記憶の範囲ではそのように答弁をさせていただきます。

○赤木忠徳委員長 松本委員。

○松本みのり委員 先ほどの國利委員からの最初の質問に対して、委員長の回答にずれがあると思いましたので、補足をしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○赤木忠徳委員長 暫時休憩します。

午前11時56分 休 憩

○赤木忠徳委員長 再開します。吉川主査。

○吉川遂也委員 加えまして再度答弁をします。委員から、この公園整備に対して一度立ち止まって計画を見直すべきではないかという意見が出されました。それに対し、執行部側からは行政の継続性、あるいは国との共同の事業に既に移っていくといったことから、この事業については行政の継続性、あるいは議会の議決を経た上での事業継続であるという説明を受けたように記憶しております。詳しい説明が不足していれば、また付け加えていただければと思います。

○赤木忠徳委員長 國利委員、よろしいですか。他に質疑ございませんか。横路委員。

○横路政之委員 総務分科会主査にお聞きいたします。職員の採用枠で、地元枠について話があったかどうか。調査不足かもしれないのですけれども、地元枠はないように記憶しています。昨今のこういった状況の中、地元枠をつくって地元に残っていただくといえますか、そういった視点も要ると思っております。そういった詳しい議論があったかどうか。

○赤木忠徳委員長 答弁。桂藤主査。

○桂藤和夫委員 質疑の中でそういう話も出たように思いますけれども、現状、地元枠をつくることについては、いろんな問題があって難しいのだという答弁をいただいたように記憶しております。詳しくお聞きになりたいければ執行部にお聞きください。

○赤木忠徳委員長 横路委員。

○横路政之委員 どういったところが難しいのかというのも、今、主査の答弁の中であまりなかったと、記憶にないということがありましたので、できれば執行者からこういった理由で明確にだめなのだった説明があれば聞かせてください。

○赤木忠徳委員長 ただいま 12 時になりましたが、このまま審査を続けます。答弁。総務課長。

○東健治総務課長 御質問にお答えいたします。地元採用枠に関することですけれども、何人も住居に関しては自由な部分がございます。その要件を採用試験に求めることについては課題があるということから、地元居住という形での採用枠は現在、庄原市は採用しておりません。自治体によってはウターン枠、過去に住んでいた実績がある、あるいは出身といったことで採用を行っている事例もございますので、職員採用試験に当たっては、多様な採用試験等を研究する中でより多くの方に受験していただき、人材を確保できるよう、引き続き研究等を進めてまいりたいと考えております。

○赤木忠徳委員長 横路委員。

○横路政之委員 今後も研究すると言われましたけれども、全くもう無理だという認識なのでしょうか。そうは言っても、今の情勢、内定不足等があるという観点から何とか道を開きたいという思い、どちらなのでしょうか。

○赤木忠徳委員長 答弁。総務課長。

○東健治総務課長 御質問にお答えします。地元出身の方を職員として採用していきたい、そういった思いは十分持っております。地域で育ち、生活している方を職員として採用していくことは、採用後においても、地域に精通している、あるいは思い入れも一段と強いといった傾向もあろうかと思えます。地元採用枠という形で、地元に限った採用区分ということにはならないかと思えますけれども、地元の方、地元の高校生、あるいは県立広島大学庄原キャンパスの学生にもしっかりと声かけをする

中で、より多くの地元の方に受験していただくよう取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○赤木忠徳委員長 他に質疑はありませんか。松本委員。

○松本みのり委員 総務分科会主査にお伺いします。令和5年度、令和6年度の財政計画で大きく財政調整基金の推計が変わっていることについて、先ほど報告がありました。この推計の変化はいつわかったのかについて質疑がなされたかお伺いします。それと、この計画の中に公共施設等総合管理計画が反映されているのか。反映されていないとすれば、それを反映した場合に推計の数字がどのように変化するのか、お伺いします。

○赤木忠徳委員長 答弁。桂藤主査。

○桂藤和夫委員 財政調整基金からの繰り入れの金額等については説明をお受けしたと思いますけれども、細かな点についてまで現在記憶にありません。

○赤木忠徳委員長 松本委員、先ほどの質疑について執行者の答弁を求めますか。

○松本みのり委員 はい。

○赤木忠徳委員長 答弁。財政課長。

○福本敬夫財政課長 御質問にお答えします。令和6年度の財政計画の推計値ですが、まず令和5年度の決算の数値、また令和6年度の執行状況を加味した決算の見込みをもとに、まずは推計値として推計を行っております。あとは国の地方財政計画等で国の一般財源総額でありますとか、地方交付税の考え方が示されますので、それをもとに推計値へ反映をしています。そういったところから将来的に一般財源不足が生じるだろうという推計をとり、6年度の財政計画に反映しているということです。公共施設管理計画については、現段階での施設の維持管理経費をベースに推計を行ってはおりますが、年次的にいつその施設を整理していくかというところは、明確に年次的な整理がまだできておりません。7年度の予算を編成する考え方をベースに、維持管理経費は推計して反映しているという状況です。

○赤木忠徳委員長 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、質疑を終結いたします。ここで暫時休憩いたします。再開は13時からいたします。

午後0時5分 休 憩

午後1時00分 再 開

○赤木忠徳委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。この際申し上げます。議案第35号、令和7年度庄原市一般会計予算に対し、五島誠委員から修正案が提出されております。この審査に当たり、修正案を配付させます。暫時休憩いたします。

午後1時00分 休 憩

午後1時2分 再 開

○赤木忠徳委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。それでは提出されました修正案の提案理由及び説明を求めます。五島誠委員。

〔五島誠委員 登壇〕

○五島誠委員 議案第35号、令和7年度庄原市一般会計予算に対して修正案を提出しましたので、提案理由と修正案を申し上げ、委員各位の御賛同をいただきたいと思います。修正の概要ですが、当該予算案より、子どもたちと多世代の集いの場整備事業に関するものを削除しようとするものです。次に提案理由を申し上げ、その後、修正案の中身について説明をします。私自身、かねてより子どもたちと多世代の集いの場については、その理念に共感をし、令和6年度当初予算の際にも賛成の立場でいました。議会の中でもさまざまな意見はございましたが、中でも予算決算常任委員会の中において減額の修正案の提案もされたところです。しかしながら最終的には、その執行状況を注視するということなどを賛成理由に、この予算については通った経緯がございます。その後、執行者におかれては市民意見の聴取など、さまざま行われ、昨年9月27日の議員全員協議会にて変更された計画案が出されたところです。その際、各議員からも駐車場や動線の件、安全面について、遊具の配置の利便性、他の施設とのすみ分けや、現在のスポーツ施設としての機能が毀損してしまうのではないかとといった懸念、上野公園全体や周辺施設との連携などを総合的に考えていくほうがよいのではないかなど、さまざまな意見が質疑の中で出されました。私もそうしたものを踏まえると、このままの状態では無理ではないか、計画が頓挫を来すのではないかという趣旨の発言をしたところでございます。その一連の議論の中での答弁は総じて、意見を参考にして反映できるものは反映していくといったものでした。また、設計が固まった段階で議会への報告をする、検討をするということでした。そのような経過の中、今回、令和7年度の予算にて、工事予算2億9,474万円が計上されたわけですが、これについては議員全員協議会から変わったところのないものでした。そこから見えてくることは、さまざまな市民の方々の意見や議員からの意見、そうしたものを本当に丁寧に細かく見ていただいているとは思いますが、そうしたものを反映させるに当たり、行き詰まりというものを感じられると思います。この事業は走りながら考えていくという事業です。もっとよいものにしようと計画も変更をしていきます。そうした性質の事業です。ときに、そうしたものは余り性急にせずに、一旦立ち止まってみることも必要ではないかと考えます。先にかけた議員全員協議会後の対応を見ましても、行き詰まっている感があることは明白です。議会としても、継続事業だからフリーハンドでオーケーでしょう、とにかく前に進みましょうということではなく、もう少し時間をかけて、この事業がよりよいものに、まさに子どもたちと多世代が集い、そうした市長の掲げられる理念が達成されるようにするためにも、今回は一旦とどまり、また新しい風を入れて再考していくべきです。以上のことから、次のとおり、子どもたちと多世代の集いの場に関する経費を削除する修正案を提出するものです。それでは修正案を説明します。1ページをお開きください。議案第35号、令和7年度庄原市一般会計予算の一部を次のように修正する。第1条第1項中325億1,940万8,000円を322億2,466万8,000円に改める。第1表、歳入歳出予算の一部を別紙のように改める。第3表地方債の一部を別紙のように改めるというものです。便宜上、歳出から説明します。6ページをお開きください。子どもたちと多世代の集いの場整備事業の関係の8款土木費、5項都市計画費です。予算額14億4,325万2,000円を2億9,474万円減額し、11億4,851万2,000円とし、計を43億4,850万5,000円とするものです。以上の減額により、7ページの歳出合計は322億2,466万8,000円となります。これらの減額の詳細については、

まず250、251ページをお開きください。8款5項5目公園費、続いて252、253ページをお開きください。説明欄04都市公園等整備事業の項、12委託料、03調査測量設計監理等委託料98万7,000円から98万7,000円を減額し、ページをめくっていただき255ページ、14工事請負費、01工事請負費2億9,167万6,000円を2億9,167万6,000円減額し、続いて17備品購入費、01備品購入費207万7,000円を207万7,000円減額し、それぞれ0円とするものです。次に、歳入について説明します。3ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金では、子どもたちと多世代の集いの場整備事業の事業費分1億1,000万円を減額し11億7,399万4,000円とし、国庫支出金の計を31億8,465万2,000円に、最下段19款繰入金、1項基金繰入金では、同じく子どもたちと多世代の集いの場整備事業の財源7,894万円を減額し14億6,809万5,000円とし、繰入金計を14億7,236万7,000円に、4ページ22款市債、1項市債では同じく1億580万円を減額し40億920万円、合計40億920万円にいたします。この結果、最下段の歳入合計は322億2,466万8,000円となります。これらの減額の詳細については、まず34、35ページをごらんください。15款2項5目土木費国庫補助金の説明欄、11社会資本整備総合交付金、公園管理1億1,088万5,000円から、子どもたちと多世代の集いの場整備事業の事業費に相当する1億1,000万円を減額し88万5,000円とし、都市計画補助金の計を1億2,094万5,000円に、土木費国庫補助金計を7億358万円にいたします。次に50、51ページでは、19款1項1目財政調整基金、01財政調整基金を4万円減額し6億5,896万円に、15目森林環境整備基金、01森林環境整備基金を同じく7,890万円減額し1億9,342万5,000円とし、目合計もそれぞれ同額です。さらにめくっていただき64、65ページ、22款1項6目土木債、2節都市計画債、説明欄02上野総合公園整備事業1億580万円を削除し、都市計画債計1億960万円、土木債合計では17億9,150万円とするものです。次に第3表、地方債について説明します。10ページ、下から11行目、上野総合公園整備事業を削除し、限度額1億580万円を0円とし、11ページ地方債の限度額合計は40億920万円となります。したがって、357ページの地方債前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書も、普通債、過疎の項を23億5,670万円とし、それに伴い合計欄等が変更となります。以上、提案理由と修正案を申し上げます。全委員の一致したご賛同をお願いします。

○赤木忠徳委員長　　これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。堀井委員。

○堀井秀昭委員　　一つの市民が期待をしている大きな事業をやめると。立ちどまるという表現をされましたが、事実上、やめろということだと理解しますけれども、そこまで予算の修正をされるということは、提出者個人の考えというだけでは収まらない。ある程度、市民の方々の声を聞きあげられたのだらうと思いますけれども、市民の方々の声は聞いていない、私の個人的な意見だということなのか。市民の方々の声を聞いてこの修正案だということなら、いつ、どなた方に、どのような手段をもって意見の聴取をなされたのか。お答えをいただきたいと思います。

○赤木忠徳委員長　　答弁。五島誠委員。

○五島誠委員　　正確に記憶しているわけではございませんけれども、手法としては、私がそれぞれ知人であったり、そうした方に意見を伺った事実がございます。また昨年の、これもまた日にちまでと言われると難しいのですが、市民と語る会井戸端会議の中で、ある団体からこの事業に関して懸念の声を示され、今どういった状況であるのかという聞き取りをされ、その後、意見もいただいたと

ころです。簡単には以上です。

○赤木忠徳委員長 堀井委員。

○堀井秀昭委員 行政が行ってきた調査、パブリックコメントを含めてですが、それに比べれば余り正確に庄原市全体としての意見の聴取がなされているとは思えないと思いますし、既に昨年度の予算で執行されている予算がございます。その中には国費も入っております。けさ方、補正予算をこの委員会に付託されましたが、補正予算の中には繰越明許費を含んでおります。この繰越明許費はどう処理されるのか。この補正予算に対しても修正案を出されるのか。また、国庫に対する事業の休止とか、廃止ということになれば返還が求められる。そのように危惧しますが、そこら辺がこの修正案の予算の中ではあらわされていない。誰がどのように、この国庫の支出金について返済を求められたときに処理していくのか。そこら辺が、なぜこの修正案には示されていないのか。その辺をお聞きしたいと思います。

○赤木忠徳委員長 答弁。五島誠委員。

○五島誠委員 御質問にお答えします。まず、先ほどの発言の中で市民の方々の意見聴取という話があったかと思うのですが、そちらがしっかりと聞かれているのはもちろん承知していますし、さまざまな場面でヒアリングをされているのも承知しています。そうしたものに比べて、私が聞いた意見は薄いというか、公共性に乏しいのではないかという御指摘もいただきました。そうした市民の意見がしっかりと反映されているのであれば、そのとおりだと思うのですが、今から反映していくであるとか、反映できるものは反映できるといったところですので、その部分について、逆に言うと私自身も危惧をしている。だからこそその提案です。令和6年度分の事業費の御質問ですが、そちらについては私何度も申し上げておりますが、この事業がよりよいものになっていくために今回、修正案を提出しておりますので、基本的にはこの場で修正案が可決されても完全にこの事業をやめることにはならないと思っておりますし、そのように動いていただくと信じております。そうしたことから、今回の出されている補正予算に対して修正案を出して対応するということは、現在のところ考えておりません。しかし、可能性ということであると、先ほど堀井委員が述べられましたとおり、この事業を完全にやめることにし、さらには国庫に返納しなければならないという事態なども想定されます。これは可能性の話なので、挙げたら切りがないかも知れませんが、最終的に、もし最悪の場合、議会のこの議決によってそうした返還をするとなった際には、議会として、また私も議員として、そうしたお金を支払うといえますか、返還をしていくという覚悟は持っています。

○赤木忠徳委員長 堀井委員。

○堀井秀昭委員 提出者の五島委員に、個人的に責任をとれと言っているわけでは決してございません。だけれども、予算修正をするなら、過年度の予算執行をしたものをどう処理するか。そういうことも加えた修正がなされなければならないと思いますし、市長も退任を表明されており、新しい市長が生まれてくるでしょう。この事業が新しい市長、また執行部の内部において、新たな計画を持って実施されるという確約は何一つない。周辺の、私どもは、孫が遊びに来て三度まで連れて行かないと十分に遊ばせてやる公園はないわけです。庄原に近いわけではないですが、三度よりは近いです。子供たちを十分にのびのびと遊ばせて、楽しませてやれる一つの施設が庄原市にできるということは大変期待感を持っておりますし、これからどういう遊具を設置するかというのは、議会とも、住民の皆さんとも十分協議をしてやっていきたいという思いは、執行者から十分伝えられているところ

だと思います。一つお答えをいただいておりますけれども、51号の一般会計補正予算の中の繰越明許費、これを認めたら全くおかしいという話。ここも修正案を出さないといけないのではないかなと思いますけれども、そこら辺の見解を、責任がどうこうと言っているではありません。どう処理すればうまく処理できるかということを十分考えられて、検討された上での修正案だろうと思いますから、そのところをお聞きしているわけです。

○赤木忠徳委員長 答弁。五島誠委員。

○五島誠委員 先ほどもお答えしましたとおり、今回の補正予算に対して、修正案を提出する考えはございません。その理由は以下のとおりで、先ほど申し上げましたとおり、私自身この計画、そして、この子どもたちと多世代の集いの場についての理念には共感をしております。そのあかしとして、昨年度の予算についても賛成票を投じたわけです。堀井委員と同じようにこの事業に対して期待をしてきたわけですが、今回の修正案の中で特に申し上げたいのは事業をやめろということではなくて、もう少し立ちどまって、さらにいいもの書き換えられるのではないかとというのが本旨です。おっしゃられる理由もよくわかるのです。継続予算であり、さらに市だけではなくて既に国もかかわっている話だから、ここで立ちどまることになる、先ほど堀井委員が言われたように返還であるとか、そうしたことも絡んでくる話になるのではないかとといった危惧がなされている。そのことについては痛感しておりますけれども、それ以上に目的が変わってはならないと私は思っております。1番の目的は、この事業を議会で通すこと、この工事の予算を議会で通すことではなくて、子どもたちと多世代の集いの場についての事業がよりよいものになり、さらに子供たちが和気あいあいとそこで遊び、それを保護者の方や祖父母の方々が見守られる。そうした環境をつくっていく。ひいては庄原市の子育て世代のみならず、地域のシンボルになる、すばらしい施設になっていただきたいと思っております。残念ながら、この1年間、説明等を聞く中でそうした担保が取れなかったもので、引き続き調査を続けていただきたいと思っております。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。あらかじめ御説明いたします。討論は、原案及び修正案について行います。討論の順番は、最初に原案賛成者、次に原案及び修正案の両方の反対者、次に原案賛成者、最後に修正案賛成者の順で行います。まず、原案に賛成の討論から許します。討論はありませんか。吉川委員。

〔吉川遂也委員 登壇〕

○吉川遂也委員 議席番号3番、吉川です。私は原案賛成の立場で討論します。昨年度予算審査と同じ内容の討論になるかと思いますが、予算決算常任委員会企画建設分科会での予算審議の経過について若干触れさせていただきます。所管する部署の予算審議を行い、当該公園整備については重点審査事業として、昨年度に引き続き執行部に詳しい説明を求めました。委員それぞれの視点から質疑を重ね、執行部から答弁を得た後、議論を終結しました。報告のとおり、修正案の必要性の議論はもとより附帯決議ありませんでした。しかしながら、審査日程を終えて会議を閉じた後、委員より当該公園整備にはやはり賛成できないので予算に反対したいという相談がありました。異例なことでしたが、主査の判断として予備日に審査を再開し、各委員の意見を再度聞き、分科会としての意見集約に努めました。その議論の中で、アンケートやパブリックコメントでの意見が反映されていない。あるいは耐

用年数、ランニングコストの問題が残る。また場所の選定、それから一度立ちどまって考えるべきではといったさまざまな意見が出されたところです。設計に関して事業の修正を求めたいのだという最終的な回答が出てきたところで、各委員と意見調整を図りました。主査報告の中で、子どもたちと多世代の集いの場整備事業について、委員の中でさまざま議論があったが、子育て世代のアンケートの内容に沿った計画となるよう留意するとともに、設置される遊具や設備についても木材を活用するなどの方法により、庄原らしい施設設計となるように求めます。また、耐用年数と安全性を十分考慮した上で事業を進めることを求めますと、意見を付させていただきました。当該事業については、議会議決と手続にのっとって進めてこられたものと考えます。この手続に違法性はなく、瑕疵もなかったものと思料しております。本市にとって有利な財源を活用されている点も評価するところです。議会議決を経て、国の事業採択を受け、事業を遂行する流れをとめるということは、議会の議決の重さを我々議員みずから否定するのと同じです。さらに当該事業を進めるに当たり、令和6年3月21日、令和6年第2回定例会において、庄原市過疎地域持続的発展計画の一部変更についての議案の中に当該公園整備事業が盛り込まれており、過疎債を活用して整備する議案には全会一致で賛成しております。こういったことから、議会の議決の積み重ねによって、当該事業は手続的にも公正に進められているものと考えます。昨年度の予算審査の後に、企画建設常任委員会で事業推移を確認しながら予算規模、あるいはニーズの再調査、設計上の安全性の懸念点、場所、配置等、さまざまな観点で担当課とさらに意見交換をし、一定の変更をしながら事業を進めてまいりました。このように議会議決と議論の積み重ね、さらに国が事業採択されたこと等を総合的に判断しますと、今回議会として事業停止を求めることが正当性を欠いたものになるのではないかと危惧します。今後、事業を国と行っていく際に大変大きな悪影響があることが容易に想定できます。議員の任期満了の直前に本案が可決されるとすれば、次期議会に対し申し開きができないのではないかと考えます。さらに加えれば、これまでなるべく有利な財源をと考えられ、自主財源の少ない中、事業実施に当たってこられた市の職員への負担がさらに広がり、国との協力関係を壊すことによって、今後の市の職員の仕事を難しくするのではないかと危惧するところでもあります。仮に、次期執行部が民意にのっとり事業停止を決断されるとすれば、それは次期執行部が国への影響を踏まえた上で総合的に判断されるべき結果であって、次期執行部や議会の判断の余地を、今議会が、さまざまな議決を積み重ねてきた我々が絶つべきではないと考えます。以上の点を踏まえ、原案賛成の立場で討論いたします。議員各位の御理解をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 次に、原案及び修正案の両方に反対の討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 次に原案に賛成の討論を許します。横路委員。

〔横路政之委員 登壇〕

○横路政之委員 私は原案に賛成の立場で討論いたします。議会は、先ほど提案者からありましたけれども、語る会井戸端会議等を行ってまいりました。私の班は1班ですけれども、井戸端会議で子育て世代の方との意見交換を行いました。そういった中で、遊ぶところがないといった子育てに関する不安の声が多く出たのを記憶しております。また、語る会においても同様の意見が多くあったかなという感じがしております。私も個人的に2月に子育て世代の方と意見交換をしました。その中で私から聞いたことは、どういったことをすれば若い層が庄原に残ってくれるかなと。どういったことを皆さ

んは希望しますかと聞いたら、皆さん御存じのように、遊ぶところがないでありますとか、夜、安く食べられるところがないとか、要するに三次とのイメージを比較して言われるのです。夜もタクシーがなくなったとか。そういった中で、いやいや庄原は今、上野総合公園に少し遊具があるけれども、それを拡大した遊ぶところをつくる予定があるのだよと言いましたら、それはいいことだと。深く賛同する声もありました。しかし、中にはこれをやめたほうがいいのではないかという声もあるのだよと言いますと、誰がそんなことを言うのですかと。教えてくださいという声も聞きました。何を考えられているのですかと。だから、若い方たち、小さい子供さんがおられる子育て世代は、日曜日とか祭日にすつと行けるところが欲しいのだなという思いを感じました。どうしても三次の美術館の前にある大きな遊具、そこを想定されるわけです。そういった中で、今回のこの事業をやめてしまうと、やはり庄原はこうなのかと、やれやれと、落胆の気持ちが膨らんでくるのは当然だと思います。私はそういった落胆、何なのだ、この庄原市はといった気持ちが若い人たちに湧いてくることが、今後大きなマイナスになってくるのではないかと考えております。財源的にも詳しい説明がございましたけれども、もう進んでいる中で、大体の人が今度公園ができるのだなという気持ちを持っておられます。今度はあそこへ行って遊ばせようといった希望、そういったものを切ってしまうようなことはやってはいけないと考えております。これが今、私がこの修正案に反対する率直な意見です。皆さんの賛同をよろしくお願いします。

○赤木忠徳委員長 次に修正案に賛成の討論を許します。討論はありませんか。國利委員。

〔國利知史委員 登壇〕

○國利知史委員 國利知史です。私は修正案に賛成の立場で討論します。子どもたちと多世代の集いの場整備事業に関しては、これまで何度も一般質問などで意見を述べております。この事業は令和6年3月に執行者より素案が提出され、その後、令和6年9月27日の議員全員協議会で、パブリックコメントやそのほかの場所で聞き取った意見も含めた計画を作成したという報告があったと記憶しております。そのときの予算額は2億9,474万円であり、今回提案の令和7年度予算でも2億9,474万円と、全く変更がございません。この間、全く動きがなかったものと思われます。昨年の令和6年度の予算審査の中で、子どもたちと多世代の集いの場整備事業の予算に対し修正案が出されました。その際、企画建設分科会主査より、企画建設常任委員会として今後の経過を注視し、委員会で事業の進捗状況を逐次確認していくとの討論がございました。しかしながら、9月から現在までの半年間、企画建設常任委員会として1度も議論されていないと認識しております。本来であれば、事業の進捗状況の確認はもちろん、先ほどから出ておりますランニングコストや市民ニーズ、施設の耐用年数、昨今の気候変動に対応できる施設になるのかどうかなど、そういったことが議論されているべきだと感じますが、全く議論されておらず、今の状況ではこの計画に対する議論が不足していると感じます。また、本市には備北丘陵公園がございますが、今後、備北丘陵公園が国から手が離れた際には、本市として何としても丘陵公園を守らなければならない状況になると思います。多くのお客様に丘陵公園に来ていただかなければならないという状況になる中で、無料で楽しめる子どもたちと多世代の集いの場があれば、競合することにもなりかねません。実際に市の内外からお客様に来ていただける施設にしたいという答弁があったと記憶をしております。さらには、庄原市の特徴を生かした施設にしていこうということですが、庄原産材を活用したウッドデッキや、どこにでもあるような大型遊具を設置するだけでは、本市の特徴を生かした場所になると思えません。今後本市としては、上野総合公園のエリア

の利活用についても、ラ・フォーレ庄原やゆめさくらなど、そういった施設も含めたグランドデザインを長期的な視点をもとにしっかりと計画し、よりよいエリアにしていく必要があると考えます。以上の理由により、修正案に賛成の立場での討論とします。議員各位の賛同をお願いします。

○赤木忠徳委員長 次に、原案に賛成の討論を許します。討論はありませんか。坪田委員。

〔坪田朋人委員 登壇〕

○坪田朋人委員 私は原案に賛成、修正案に反対という立場で討論します。まず庄原市では、少子高齢化や若年層の転出により、人口減少が周知のとおり最重要課題となっています。これに対応するため、移住促進や子育て支援、働く場の確保など、多方面から施策が進められています。特に多世代が交流できる場の整備は、地域活性化やコミュニティ強化に直結する重要な取り組みだと私は考えております。この事業は、子供たちと高齢者まで多世代の人が集うことのできる場所を提供し、地域のきずなを深め、相互に支え合う社会をつくるものです。特に庄原市のような地方都市において、世代間交流は地域活性化に欠かせない施策であり、地域全体の活力を生む力を持っています。子供たちには多世代と触れ合うことで社会的な学びの場を提供し、高齢者にとっては孤立を防ぐ機会を与えます。このような交流が促進されることにより、地域社会全体が活性化し、地域住民が互いに支え合う土台が築かれます。それは庄原市の将来に向けた大きな一歩となり、持続可能な地域づくりに貢献することになります。修正案に反対する理由としては、この事業が庄原市にとって非常に重要であるにもかかわらず、その実施を一時停止することが地域活性化の機会を失うことにつながりかねないからです。事業は既に議会で議論がなされ、これまでも承認されてきたものであると認識しています。この計画が進行する中で進捗をとめることが、地域の発展につながるのかどうかというところです。事業が中断されることで、既に取り組んできた準備や地域の期待を裏切ることにもなります。さらに、これが停止した場合、事業を再開するためには改めて計画を練り直す必要があり、時間や費用が余計にかかってしまいます。その結果、地域活性化の振興が遅れ、庄原市の将来にとって貴重な機会を失うことにもなりかねません。以上の理由から私は原案に賛成し、修正案には反対の立場を表明します。議員の皆様におかれましても、この事業が庄原市の未来にとっていかに重要であるかを御理解いただき、賛同いただきますようお願い申し上げます。

○赤木忠徳委員長 次に、修正案に賛成の討論を許します。討論はありませんか。谷口委員。

〔谷口隆明委員 登壇〕

○谷口隆明委員 9番、谷口隆明です。私は修正案に賛成の立場から討論を行います。修正案に賛成しますが、ただ、若干提出者とは思いが違っていることを正直に申し上げたいと思います。この間、議論をしておりますように、今の庄原市の財政状況は本当に厳しくなっておりまして。そういう中で今、議論になっているのは、今後、物件費、委託料がどんどんふえていくのではないかと。それをいかに減らすか、また公共施設管理計画でいかに施設を減らしていくかということで、何とか財政を再建しようとしているさなかです。そのさなかに、また新しい施設をつくっていく。議会基本条例第7条には、新しい施策を提案する場合、市長はこの財源はもちろん、将来のコストも含めて議会に示すものとする決めています。先日の一般質問でも、そのことは明確に示されませんでした。これからの庄原市の市政運営を責任持ってしていこうと思えば、財源も含めて今後どうなるのか、きちんとしたプランを示す必要があったのではないかと考えています。今、確かに大型遊具があつて、みんなが車で市内から集まってくる施設があればいいかもしれません。しかし、今の市民の皆さんの声には、こ

うしたところに大きなお金を使うのではなくて、自分たちの暮らしをもっと守ってほしいという声もたくさんあります。それと、小さい子供を連れて、チャイルドシートに子供を乗せて遊びに行くようなところではなくて、広島市内にたくさんある児童公園のように、自分の身近なところに歩いて行って多世代の交流をするような、もっと身近な公園をつくってほしいと。そのほうが大きいものをつくるよりいいのではないかという声も、たくさん私はいただいております。ですから、今後の庄原市がどういうまちづくりをしていくのか。これからもどんどん物をつくっていくのが本当にいいのか。ここで方向転換をして、本当に充実した豊かな暮らしとは何なのか、お金がかからなくても暮らしていける方向はないのか、そうした方向に転換していかないといけないのではないのか。確かに国庫補助を取るために本当に努力され財源の確保をされましたけれども、いつも言いますように、財源を確保してもをつくるのは簡単です。しかし、それを今後何十年にわたって運営していくことを考えると、一旦いいように思っても、将来を考えたらどうなるのか。そうした点を考えて、私は修正案に賛成をいたします。皆さんの御賛同をよろしくお願いします。

○赤木忠徳委員長 次に、原案に賛成の討論を許します。討論はありませんか。前田委員。

〔前田智永委員 登壇〕

○前田智永委員 議席番号1番、前田智永です。私は原案に賛成の立場から討論します。本議案は、庄原市子どもたちと多世代の集いの場整備基本計画に関する修正案でした。本計画について、議員全員協議会等がございまして、議会からもさまざま質問等ございましたけれども、その後、市民の方からの御要望や御意見、パブリックコメント等、担当課を初め市長部局では改善や調整がなされているものと思っております。本市議会として令和6年度の実施設計に係る予算に対し、賛成多数の議決を経しております。本議案は、本市議会の議決を経たことから、国の交付金を既に採択及び交付を受けており、現時点で議決を覆すことは庄原市議会として倫理に反するものと考えます。私は4人の子供を育児するに当たり、三次や奥出雲町の大型遊具のある公園に再々行きました。本市に大型遊具があったらと何度思ったかわかりません。先ほど反対討論の中で、身近な公園がいい、わざわざチャイルドシートに子供を乗せて遠くの公園に行くだろうかという御意見もございましたけれども、私は再々まいりました。近くにある公園もいい。だけれども、買い物のついでに大きな遊具のあるところへも行きたい。そこで地元の方と会うこともございました。当時の子育て世代の対象アンケートにも要望したことを、今でもはっきりと覚えております。子供を安心して産み育てられる庄原いちばんづくりの計画に賛同しながら、また意見もしながら、これまでやってきたものと思っております。さまざまな課題点等を挙げられておりますけれども、本市において国の有利な財源を獲得し、ここまで進めてこられた職員の皆さんの御尽力に尊敬の念を抱いております。ここからさらにもっともっとよい施設にするために、最近特に市民の方から、あの遊具の施設はどうなるのだと、要らないのではないかという意見が私の耳にも入っております。しかし、こういった大きな遊具をつくるためには、国の有利な財源を使いながら、しっかりと今やることをやっていく、できることをやっていく、そういう思いで一つ一つこなしていくべきだと私は考えます。一遍にいろんなことはできません。また、一つの計画には、賛成の方、反対の方、さまざまな賛否両論の御意見があるということも重々承知しております。しかし、今回の計画については、我々市議会としても賛同しながらやってまいったという責任を重く受け止め、私の賛成の立場での討論とします。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○赤木忠徳委員長 次に、修正案に賛成の討論を許します。徳永委員。

〔徳永泰臣委員 登壇〕

○徳永泰臣委員 徳永です。私は今回の子どもたちと多世代の集いの場整備事業修正案に賛成の立場で討論をします。私は昨年、この整備事業の調査設計予算に賛成をしました。それは、子育て世代を初め、誰もが気軽に集う、憩うことのできる場という事業目的に賛同をしたからです。当初計画案を元に、もっと多くの市民の声を聞かれ、もっと市民ニーズに合った計画で議員間討議も十分なされるものだと思っておりました。そうした機会も少なく、もっと市民の声を広く聞くべきです。私は本事業を全否定するものではなく、一旦立ちどまり、ブラッシュアップしてもっと市民が望むよいものにしていくべきだと思います。先ほどから、当初予算に賛成したから、減額したから進めるべきだという論法も出ておりましたけれども、それは違うのではないかなと私は思っています。本当に市民の望むよりよいものにしていくには、もっと時間をかけて議論すべきです。約1億2,000万円の減額をしたことによって、この計画が市民にとってよりよいものに本当になっているのか。昨年9月の議員全員協議会でも意見がかなりあったと記憶しておりますけれども、そのとき提示された計画内容と今回の内容は全く同じです。本当に市民の意見が十分取り入れられた計画とは到底思えません。そして、先日の一般質問の中でのランニングコストのことも、残念ながら明確な答弁はありませんでした。この計画の将来への不安を抱えたまま、こうした議論を尽くせていない事業を認めることは難しい。そういったことで今回の修正案に賛成の立場での討論とします。議員各位の賛同をお願いします。

○赤木忠徳委員長 次に、原案に賛成の討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 次に、修正案に賛成の討論を許します。討論はありませんか。松本委員。

〔松本みのり委員 登壇〕

○松本みのり委員 議席番号2番、松本みのりです。私はこの修正案に賛成の立場で討論をします。思いは谷口議員と同じ思いです。昨年、この子どもたちと多世代の集いの場整備事業の設計測量費3,368万円の予算を通したときの財政計画では、財政調整基金が令和11年度に38億円余り残る予定のものでした。けれど1年たってみて、財政計画は物すごく数字が変わってきています。毎年5億円近く一般財源の不足、財政調整基金の繰り出し、このままの計画でいくと令和14年には貯金が底をついてしまうのではないかという計画がなされています。この財政計画には、公共施設等総合管理計画の数字も反映されていないとお聞きしています。これからますます公共施設等が老朽化していく中で、そちらの大規模改修、また道路や橋梁、トンネルなどの改修費用もかかってきます。その中で、私たちは市民の願いをかなえたい、こんなものがあつたらいいと、この4年間さまざまな予算を全て通してきました。あつたらいいものはたくさんあります。けれども、その5億円の不足を、何を削って、どうやって補っていくのか。急な災害時に対応するためにも、財政調整基金はとても大事なものだと考えています。それが底をつく数字が見えてきている中で、私たちは、これがあつたらいい、あれがあつたらいいをそのまま続けていくだけでよいのでしょうか。この事業に当たって、担当課では子育て世代の声を丁寧に聞いてくださっています。その中で出てきた声は、大きな施設でなくてもいい、身近な公園をもっと整備してほしい。悪天候でも遊べる施設のこともありましたが、自然と触れ合える場所のニーズが高いとまとめられています。そして、市民が求めるニーズに沿った整備をしていく必要があるとのまとめもされています。西城辺りでは、小さな公園の遊具が壊れたまま置き去りにされているとお聞きします。山内でも、壊れた遊具が取り壊されたまま、ふやしてもらえないのだろう

かという声もお聞きしています。この大きな施設にお金を注ぎ込むのではなく、身近な小さな公園、お金をもう少し抑えてできることが市民の願いに沿ったものになるのではないのでしょうか。私はその思いから、今回の修正案に賛成をしたいと思います。ぜひ議員の皆様、今後の庄原市の財政を考え、よりよい選択をしていただくようお願いいたします。以上で終わります。

○赤木忠徳委員長 次に原案に賛成の討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 次に、修正案に賛成の討論を許します。討論はありませんか。福山委員。

〔福山権二委員 登壇〕

○福山権二委員 16 番、福山です。反対討論と賛成討論、ここまで議論が伯仲したのは久しぶりに拝聴しました。少し生意気なことを申し上げますが、堀井議員の質問に対して、全くそれを否定するという根拠がなかなか持ちにくい。おっしゃるとおりのところも当然あります。ただ、私どもの会派は谷口議員がおっしゃったように、今この庄原市にあって1番大事なもののなかということを常に考えてまいりました。私は山内の出身ですから、山内の皆さんが本当に努力をして、てごおし隊もつくって、庄原に、山内に行きたいという人を徹底的に歓迎して、地域を挙げて取り組んでいます。高齢者を見守っていこうと。子供たちの教育にもかかわっていこうと。私も微力ながら、そのことに協力してきたつもりです。坪田議員も前田議員も、自分たちの地域でいかに子供たちが大事にされ、自分たちのところに若い人が来るということを考えてときに、お互いの努力の実践の中でうちのところを見てくれと。この施設があることによって、それぞれの議員のところには必ず若い者が来ると。その展望があるということが、本当にあるのだろうか。それよりも財政をできるだけ自治振興区の運動のために、地域で助け合い地域を支えるために使い、すばらしい地域へ若い人を呼び込んでいこうという努力をする。その努力、それを一緒に考えるべきだろうと思うのです。それぞれの意見、説得力はありました。この政策に全面的には反対ではないという意見がありましたが、それはまだ先のことです。三次にその施設があるからといって庄原が嫌だとか、島根県にいいところがあるから島根県に行こうとか、全部そうではないですけれども、これが主要な問題ではないと。全く不必要だとは言いませんけれども、しかし、今の庄原市の行政の現状として、優先課題としては間違っているのではないかと思います。地域の活性化をしっかり進めていく、自治振興区を中心にした地域の力をつけるということが今1番大事なことだろう、議会としてはそういう判断が必要だろうと。この施設をつくらないということとはけしからんという、そんなに強力な声は聞こえてきません。ぜひ振興区の運動を前進させようという声は聞こえてまいります。人口をふやし、地域を挙げて地域の活性化に取り組んでいる。その地域に身を置いて、まさにそのことを痛感します。ぜひ議員の皆さん一緒になって、地域の最優先課題に全力を尽くして、地域の皆さんと一緒に頑張りましょう。そういう意味で修正案に賛成をし、この課題は先送りすべきであるということを申し上げ、賛成討論とします。

○赤木忠徳委員長 次に、原案に賛成の討論を許します。討論はありませんか。堀井委員。

〔堀井秀昭委員 登壇〕

○堀井秀昭委員 15 番、堀井です。簡単に原案に賛成の討論をいたします。原案賛成者の討論の皆さんの思いは同じように、この庄原市で子育てが安心してできる、楽しみながらできる、世代間の交流もできる。一つのエリアの中で、楽しんで子供を育てることができる施設が必要だ、ほしいという意見でした。私もそう思います。修正案に賛成された方、提出者の意見は一時立ちどまれですよ。國利委

員の意見も一時立ちどまれです。徳永委員の意見も一時立ちどまろう。後の方は、銭がないのにこんなことはできるのかと。財政が破綻するではないかと。提出者の意見と全く合っていない。ばらばらです。そういったばらばらの中で、こういった大きな事業の修正案が議論されること自体がもう情けない。採決の結果がどのようになろうとも、それは議会が決めたことですからやむを得ませんけれども、修正案を出されるのなら出されるで、一つの意見を統一して、きちんと出していただきたかったなと思います。終わります。

○赤木忠徳委員長 次に、修正案に賛成の討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、討論を終結します。これより議案第 35 号を採決します。まず、議案第 35 号に対する五島誠委員から提出された修正案を採決します。お諮りします。本修正案の賛否について、修正案に賛成の方は賛成ボタンを、修正案に反対の方は反対ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 8 人、反対 9 人。以上のとおり賛成が少数であります。よって修正案は否決されました。修正案は否決されましたので、議案第 35 号の原案について採決します。原案の賛否について、投票ボタンを押してください。原案に賛成の方は賛成ボタン、原案に反対の方は反対ボタンをお願いします。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 14 人、反対 3 人。以上のとおり賛成多数であります。よって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 36 号を採決します。お諮りします。原案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 名、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 36 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第 37 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 37 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 38 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 38 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 39 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 15 人、反対 2 人。以上のとおり賛成が多数であります。よって議案第 39 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 40 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してくださ

い。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 40 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 41 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 15 人、反対 2 人。以上のとおり賛成が多数であります。よって議案第 41 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 42 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 42 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 43 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 43 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 44 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 44 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 45 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 45 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 46 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 46 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 47 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 47 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。この場合、お諮りします。令和 7 年度各会計予算の審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 異議なしと認めます。よってそのように取り扱います。ここで暫時休憩といたします。再開は、午後 2 時 40 分からといたします。

午後2時22分 休 憩

午後2時42分 再 開

○赤木忠徳委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

2 付託議案（令和6年度3月補正予算）

- 議案第51号 令和6年度庄原市一般会計補正予算（第8号）
- 議案第52号 令和6年度庄原市住宅資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 令和6年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算（第1号）
- 議案第54号 令和6年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算（第1号）
- 議案第55号 令和6年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第56号 令和6年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）
- 議案第57号 令和6年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第58号 令和6年度庄原市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第59号 令和6年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第60号 令和6年度庄原市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第61号 令和6年度庄原市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第62号 令和6年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）

○赤木忠徳委員長 令和6年度各会計補正予算の審査の方法についてお諮りします。本委員会の付託議案について、議案第51号、令和6年度庄原市一般会計補正予算第8号から議案第62号、令和6年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算第2号までを一括審査したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 異議なしと認めます。よってそのように決定いたします。日程については、配付資料のとおり予定しております。議案第51号、令和6年度庄原市一般会計補正予算第8号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総務部長。

○島田虎往総務部長 本日の本会議において上程をさせていただきました議案第51号、令和6年度庄原市一般会計補正予算を含めます合計12会計の補正予算について御審議いただきますので、よろしく願います。まず財政課から総括説明をし、その後、各部、各課から説明しますのでよろしくお願いします。

○赤木忠徳委員長 財政課長。

○福本敬夫財政課長 議案第51号、庄原市一般会計補正予算第8号の内容について、まずは概要説明をします。今回提案をいたします補正予算の各事業については、事業精算及び決算見込みを反映させた予算減額が主な内容となっておりますが、2月までの実績を踏まえた除雪事業など、追加の補正もあわせて上程しております。また本日は補足説明資料としまして、資料1、令和6年度3月補正予算繰

越明許費補正事業一覧を配付しております。後ほど担当課より個別に説明をします。まず今回の補正のうち、全体に係る事項について御説明します。職員人件費については育児休業者、休職者、中途退職者等の整理による精算見込みにより、一般会計において4,744万円の減額補正を計上しております。それでは各事業の説明に入りますが、各事業の説明については職員人件費の調整にかかわるものを除き、100万円を超える増額補正、または1,000万円を超える減額補正の事業について、説明項目等一覧に従い各担当課より順次説明をします。それでは早速ですが、財政課所管の補正予算について御説明します。まず歳入から御説明します。補正予算書の16ページ、17ページをお開きください。下から2項目め、2款地方譲与税、5項1目森林環境譲与税では、譲与基準の見直しにより新たに追加交付が見込まれることから、1,294万7,000円を増額補正するものです。続いて18ページ、19ページをお開きください。最上段の4款1項1目配当割交付金872万7,000円の増額、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金1,653万円の増額、6款1項1目法人事業税交付金1,423万円の増額、7款1項1目地方消費税交付金340万3,000円の増額、9款1項1目環境性能割交付金1,122万9,000円の増額については、いずれも県の見込額を参考とし増額補正するものです。最下段の11款1項1目地方交付税、01普通交付税では、交付額の確定により2億5,730万9,000円を増額補正するものです。続きまして20ページ、21ページをお開きください。11款1項1目地方交付税、02特別交付税では、除雪経費などの算定経費の増嵩に伴う増額を見込み、4,000万円を増額補正するものです。続いて歳出について御説明します。92ページ、93ページをお開きください。2段落目13款諸支出金1項基金費、2目減債基金積立基金費、01減債基金費の積立金では、普通交付税の追加分として措置されました臨時財政対策債の償還分9,118万3,000円を増額補正し、4目01過疎地域持続的発展基金の積立金では、医療従事者育成奨学金の返還金459万6,000円に、事業費調整に伴う発行限度額110万円の追加を合わせた569万6,000円を増額補正するもので、医療従事者育成奨学金の歳出計上の際には、この基金から財源充当しておりましたので、過疎地域持続的発展基金へ積み立てる補正をお願いするものです。財政課所管の予算についての説明は以上です。よろしくお願いします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。総務課長。

○東健治総務課長 それでは総務部総務課所管の補正予算案について御説明します。一般会計補正予算書の40ページ、41ページをお開きください。2款1項1目03総務一般管理事業についてです。主な減額の理由を説明します。01報酬245万1,000円の減額、03職員手当等83万1,000円の減額、08旅費18万3,000円の減額は、パートタイム会計年度任用職員に関し雇用実績により不要額を減額するものです。次に21節補償、補填及び賠償金は、木質バイオマス利活用プラント整備事業に係る住民訴訟の判決確定に伴う原告側からの弁護士費用請求事件について、和解による解決を図ろうとすることから、解決金として471万7,000円を計上するものです。続いて、繰越明許費について御説明します。一般会計補正予算書の7ページ、第3表、繰越明許費補正をごらんください。2款1項総務一般管理事業については、行政事件訴訟の1審判決に対し、相手方からの控訴の提起に応訴しておりますが、本年度中の終結が見込めないことから弁護士業務委託料、成功報酬部分の5万1,000円を次年度に繰り越そうとするものです。総務課所管の補正予算の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いし

ます。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。税務課長。

○松本武士税務課長 それでは税務課が所管しております予算の主な補正内容について御説明申し上げます。補正予算書 16 ページ、17 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目市民税の個人、1 節現年課税分の所得割に 1,600 万円を追加計上するものです。増額の主な要因は、退職所得の増加及び個人の過年にわたる修正申告によるものです。次に 2 目法人、1 節現年課税分の法人税割を 900 万円増額しております。これは法人の申告による事業収益の増によるものです。個人、法人合わせた補正後の市民税額を 13 億 4,265 万 6,000 円とするものです。続いて 1 款 2 項 1 目固定資産税、1 節現年課税分に 3,030 万円を追加計上するものです。主な増加要因としては、まず家屋分として評価替え時の評価額の下落幅が当初の見込みよりも減額となったことによるもの及び償却資産分として大臣配分の増や修正申告による増、企業の増資等によるものです。補正後の固定資産税額を 19 億 6,609 万 9,000 円とするものです。次に 1 款 3 項軽自動車税、2 目種別割については、平成 28 年度の税制改正の影響により 260 万円を追加計上としております。環境性能割と合わせた補正後の軽自動車税額を 1 億 6,117 万 1,000 円とするものです。税務課所管の一般会計補正予算の説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。危機管理課長。

○小川修危機管理課長 総務部危機管理課所管の補正予算案について御説明申し上げます。補正予算書 78、79 ページをお開きください。下段の 9 款 1 項消防費、1 目常備消防費 01 消防組合事業については、備北地区消防組合の負担金ですが、新庁舎建設事業において入札執行の結果、入札残が生じたことや、職員人件費の減額見込みにより負担金の調整がなされたことによる減額で、1,212 万 7,000 円の減額をお願いするものです。続いて、同 1 項 2 目非常備消防費 01 非常備消防事業については、庄原消防団の活動に要する経費ですが、消防団員の減少により、年額報酬に当たる非常勤職員報酬 15 万 3,000 円の減額があったものの、退職消防団員へ支払う退職報償金の増額に伴う報償費 885 万 1,000 円の増額、また小型動力ポンプ及び積載車の修繕が増加したことに伴う修繕料 96 万 8,000 円の増額により、総額で 966 万 6,000 円の増額をお願いするものです。なお、財源内訳のその他 885 万 1,000 円は、退職報償金の増額に応ずる消防団員等公務災害補償等共済基金からの歳入の増額です。続いて繰越明許費です。予算書の 7 ページをお願いします。第 3 表、下から 2 段目になりますが、9 款 1 項消防施設整備事業、耐震性貯水槽設置工事 852 万円は、比和町三河内における設置工事で、2 次製品である貯水槽の躯体製造に不測の日数を要することになったもので、年度内の納品が見込まれないことにより必要経費を含めて繰越をお願いするものです。危機管理課からの説明は以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。生活福祉部長。

○岡本貢生活福祉部長 それでは続いて生活福祉部に関係します補正予算について、各担当課長より説明をします。

○赤木忠徳委員長 社会福祉課長。

○酒井繁輝社会福祉課長 それでは社会福祉課所管のもの、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業、自立支援事業について御説明します。予算書 52 ページ、53 ページをお開きください。3 款 1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、15 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業、18 節負担金、補助及び交付金の減額 3,831 万円のうち、社会福祉課所管のものについて令和 6 年度、新たな非課税世帯分を当初 559 世帯と見込んでおりましたが、実績として 323 世帯、子供加算について当初 81 人を見込んでおりましたが 44 人、新たな均等割のみ課税世帯、当初 341 世帯を見込んでおりましたが実績として 309 世帯、子供加算について当初 26 人を見込んでおりましたが 22 人と、対象者が当初の予定より少なかったため、2,885 万円を減額するものです。続いて 3 款 1 項社会福祉費、3 目障害者福祉費のうち 02 自立支援事業の 19 節扶助費について、今年度の障害福祉サービス費等の執行見込みに基づき、1,147 万 5,000 円を追加計上するものです。内訳としては、障害福祉サービス費 1,088 万 5,000 円、障害児通所給付費 59 万円となっております。扶助費の内訳として主なものは、生活介護施設入所支援、就労継続支援 B 型、放課後等デイサービスなどになります。報酬改定の影響や利用日数、支援区分の重度化などによるサービス費の増額によるものです。続いて繰越明許費をお願いします。資料 1 をごらんください。3 款 1 項、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業は、令和 7 年 4 月以降に交付決定する案件が生じる場合を見込み、3,034 万 4,000 円を追加計上しております。社会福祉課からの説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。高齢者福祉課長。

○野木一伸高齢者福祉課長 高齢者福祉課が所管します予算について御説明します。補正予算書の 52、53 ページをお開きください。3 款 1 項 2 目老人福祉費でございます。事業番号 15 高齢者等生活支援施設管理事業の業務委託料 154 万 5,000 円の増額は、自宅などの在宅での生活が困難な高齢者等が入居される生活支援施設のうち、指定管理で管理運営を行う施設の指定管理料について、利用料金収入 20 万 6,000 円の増額、電気料金収入 4 万 5,000 円の減額、電気料金 19 万 4,000 円、誘導灯、電気温水器の経年劣化に伴う取り替えなどの修繕料 119 万円の増額により、合計 154 万 5,000 円を精算見込みとして業務委託料に追加計上するものです。次に、繰越明許費補正について御説明します。別冊資料、令和 6 年度 3 月補正予算繰越明許費補正事業一覧の 2 ページをお開きください。上から 1 段目、3 款 1 項老人福祉一般管理事業のうち、事業詳細の上段、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した高齢者福祉施設等の給水設備整備事業に係る補助金で、国の当初予算に基づく事業ではございますが、国から市への内示が遅れたことに伴い、年度内での事業完了が困難であることから、繰越明許費として 56 万 2,000 円を追加するため変

更するものです。高齢者福祉課の説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め続いて説明を求めます。児童福祉課長。

○森田一徳児童福祉課長 それでは児童福祉課所管の補正予算説明を行います。補正予算書 54 ページからとなっております。54 ページ、55 ページをお開きください。3 款 2 項 2 目 02 保育所管理運営事業です。1 節報酬の 06 会計年度任用職員報酬その他では、直営の保育所において、早朝延長保育時のパート保育士の雇用実績見込みにより 264 万 1,000 円を減額するものです。2 節給料の 03 会計年度任用職員給フルタイムでは、直営保育所の会計年度任用職員の給料について、当初 20 名の採用を見込んでおりましたが 19 名の採用にとどまり、418 万 1,000 円を減額するものです。3 節職員手当等 04 通勤手当から、57 ページにかけてございます 29 会計年度任用職員勤勉手当フルタイムについては、先ほどと同様の理由により、合計で 333 万 1,000 円を減額するものです。57 ページをお願いします。7 節報償費の 01 委員講師等謝礼、8 節旅費の 01 費用弁償と 02 普通旅費では、保育士等の研修会に係る費用について、主催研修において県の事業の活用等により講師謝礼が不要となったことや、出張研修においてオンライン研修になったことなどにより不要となったもので、講師謝礼 13 万 5,000 円、費用弁償 7 万 1,000 円、普通旅費 10 万円を減額するものです。12 節委託料の 01 業務委託料、物件費では、市内 8 カ所の指定管理保育所の指定管理料の積算根拠となります児童数及び配置保育士について、全体で児童数については 530 人と見込んだところ 8 人少ない 522 人となったこと、配置保育士については 121 人の配置を見込んだところ 7 人少ない 114 人となったことにより、合計で 3,986 万 7,000 円を減額し、また本年度導入しました保育所 ICT システムに係る導入経費の精算見込みにより 346 万 7,000 円を減額し、合計で 4,333 万 4,000 円を減額するものです。02 業務委託料補助費等では、広域入所事業において保護者の里帰り出産等のため、市内に住所を有する 2 名の児童の市外の保育所での入所実績に応じ、27 万 9,000 円を減額するものです。13 節使用料及び賃借料の 01 借上料では、保育所 ICT システム導入に係るシステム利用料等に係る精算見込みにより、48 万 3,000 円を減額するものです。以上、保育所管理運営事業全体では 5,455 万 5,000 円の減額です。続いて、3 款 2 項 4 目 01 児童措置事業です。19 節扶助費 01 扶助費では、児童扶養手当の実績見込みにより 122 万 6,000 円の減額を、児童手当については、制度改正により新たに高校生年代の対象者や第三子の認定の範囲拡大による増額分を見込んでおりましたが、第三子認定の申し出が見込みより少なかったことなどによる実績見込みにより、1,118 万円を減額するものです。児童措置事業全体では、1,240 万 6,000 円の減額です。財源として、国県支出金で国の児童扶養手当給付費負担金が 40 万 9,000 円の減額、国の児童手当負担金が 1,004 万 3,000 円の減額、県の児童手当負担金が 62 万 2,000 円の減額となっております。続いて、3 款 2 項 5 目 03 放課後児童健全育成事業です。12 節委託料の 01 業務委託料、物件費は、放課後児童クラブ業務委託について、委託しております法人において、支援員の増員や学校の下校時間が早くなったことへの対応として、開所時間を早めたことによる勤務時間の増加などにより 209 万 8,000 円の追加をお願いするものです。財源として、国県の子ども子育て支援交付金をそれぞれ 69 万 9,000 円追加しております。続いて、3 款 2 項 5 目の 09 小奴可こども園事業です。18 節負担金、補助及び交付金の 01 負担金、一般は、小奴可こども園に係る給付費負担金です。教育認定、1 号認定の入

所児童数を19人と見込んだところ、8人少ない11人になったことなどによる実績見込みに基づき、1,418万9,000円の減額となるものです。04補助費、一般は、先ほどの1号認定児童数が減ったことによる1号認定の延長保育に当たる預かり保育や病後児保育の利用実績により、344万1,000円の減額となるものです。小奴可こども園事業全体では1,763万円の減額です。財源として、国県支出金で国の施設型保育給付費負担金510万5,000円の減額と県の施設型給付保育給付費負担金を519万5,000円の減額、加えて国県の子ども子育て支援交付金をそれぞれ114万8,000円減額しております。児童福祉課からの説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。地域交通課長。

○下森一克地域交通課長 地域交通課所管の補正予算について御説明申し上げます。一般会計補正予算書第8号の48、49ページをお願いします。上段の表です。2款1項13目生活交通対策費、事業番号01生活交通路線確保事業、18節負担金、補助及び交付金、04補助金一般については、路線バスのほか廃止代替等バス、地域生活バス、市街地循環バス等の生活交通路線の運行経費に係る補助金の精算見込みにより、5,327万5,000円を追加するものです。追加の主な理由としては、人件費の上昇及び燃油費などの高騰のほか、車両維持に係る修繕費などの運行経費が増嵩する一方で、利用者数の減少により運賃収入が減額となり、補助対象経費が増額となったことです。続いて、繰越明許費補正について御説明します。別冊の資料1をお願いします。令和6年度3月補正予算繰越明許費補正事業一覧の1ページ目、追加です。表の2段目、2款1項、生活交通路線確保事業の総領市営バス更新については、部品の検品及び配送遅延等により、メーカー生産に不測の日数を要したため、年度内の車両更新が困難となったことにより、備品購入費510万9,000円及び車両庫登録などに係る手数料7万8,000円など、合計527万4,000円の繰越を行うものです。なお、事業完了については本年6月を見込んでおります。地域交通課所管の補正予算の説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。保健医療課長。

○出口聡保健医療課長 保健医療課が所管する主な補正予算について御説明します。補正予算書の54ページ、55ページをお願いします。上段の表、3款1項6目後期高齢者医療費01後期高齢者医療事業については、療養給付費の実績見込みに伴う広域連合指示額により、5,477万7,000円を減額するものとなります。次に60ページ、61ページをお願いします。表の上段4款1項1目保健衛生総務費、15リフレッシュハウス東城管理運営事業については、燃料費、電気料、修繕費など精算に係る指定管理料の追加に要する経費として879万円を増額するものです。その下、16高野温泉神之瀬の湯管理運営事業については、同じく燃料費、電気料、修繕料の精算に係る指定管理料の追加に要する経費として212万3,000円を増額するものとなります。保健医療課所管の補正予算の説明は以上です。御審議のほどよろしく願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。説明員交代のため、少々お待ちください。続いて説明を求めます。
企画振興部長。

○加藤武徳企画振興部長 企画振興部が所管します補正予算について御説明をします。詳細については
各課長が説明しますので、よろしくお願いします。

○赤木忠徳委員長 企画課長。

○田部伸宏企画課長 それでは令和6年度3月補正予算案のうち、企画振興部企画課の所管部分について御説明します。まず、補正予算書の46ページ、47ページをお開き願います。補正予算書47ページの中段、2款1項10目情報推進費です。説明欄の01行政情報処理事業については自治体情報システム標準化に要する業務委託料など、合計1,362万7,000円を減額するものです。主な内訳として、業務委託料では、自治体情報システム標準化業務委託料について、本年度、標準化対象の20業務において現行システムの使用と標準化後のシステムの使用に係る相違点のすり合わせ作業や、システム環境の設定作業を実施しております。このうち介護保険など三つの業務について、国の示す標準化システムの使用書の変更等により、予定していた一部の工程を令和7年度に延伸したことによりまして、1,232万5,000円を減額するものです。また、その他の費目も含めて、この業務に関連する財源として補正予算書34ページ、35ページ、21款諸収入、5項雑入、15目デジタル基盤改革支援補助金を1,239万5,000円減額しております。続いて補正予算書の52ページ、53ページをお開きください。補正予算書53ページの中段、3款1項1目社会福祉総務費です。説明欄の15電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業ですが、同事業では社会福祉課が所管します住民税非課税世帯、新規もあわせて予算措置をしており、この事業のうち企画課所管の調整給付に係る減額補正額は1,105万6,000円です。この企画課分では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した定額減税しきれないの見込まれる方への上限4万円を給付する、いわゆる調整給付事業について、当初、対象者を6,200人余りと見込んでおりましたが、実績が5,905人で確定したことにより、事業完了による経費の精算に伴う減額を行うものです。この事業に関連する財源としては、補正予算書24ページ、25ページにございます歳入15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について歳出と同額を減額するとしております。続いて繰越明許費の補正です。補正予算書の7ページをお開き願います。8款5項都市計画費、都市公園整備事業2,591万3,000円の繰越は、子どもたちと多世代の集いの場整備事業において、市民の皆様からの意見聴取の実施及び、これらを踏まえた庁内協議に基づく整備基本計画の策定に不測の日数を要し、今年度予定しております設計業務等の年度内完了が困難となったことから繰越をするものです。なお全体事業費については変更ございません。繰り越した事業の完了予定は令和7年10月としております。企画振興部企画課所管に係る予算案の説明は以上です。よろしくお願いします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。いちばんづくり課長。

○足羽幸宏いちばんづくり課長 いちばんづくり課が所管しております補正予算について説明します。

補正予算書の 42、また 43、45 ページをお開きください。2 款 1 項 2 目、説明欄 19 の庄原いちばんづくり留学事業です。庄原いちばんづくり留学事業については、令和 6 年度、7 年度を試行期間として、令和 6 年度ではまず二泊三日のお試し留学事業を実施し、実施状況を踏まえて 2 週間から 3 カ月の留学インターン、1 年間の留学の実施につなげていくこととしております。当初予算においては、お試し留学に 20 人、インターンに 10 人、留学に 2 人を想定するとともに、さらにインターン留学については延長希望者の経費も含めまして、当初予算 4,175 万円を見込んでおりました。このような事業実施の見込みですが、既に実施しておりますお試し留学は 23 人を受け入れ、今年度内に実施するインターンについては 2 週間のプログラム、1 カ月のプログラムを合わせて 8 人の枠で参加者を想定しております。そして、1 年間の留学については新年度 4 月からの実施に向け、2 人の枠で参加者を想定しているところです。今、説明しましたように、1 年間の留学参加者に必要な経費、またインターンの延長経費を執行しないことになり、令和 6 年度事業の執行を 1,183 万 5,000 円と見込み、このたび 2,991 万 5,000 円を減額するものです。続いて補正予算書の 92 ページ、93 ページをお開きください。13 款 1 項 14 目 24 節積立金のふるさと応援寄附基金費です。ふるさと納税の寄附のうち、本年度採択しました市民活動団体の活動について、活動を支援することを使途として指定された寄附を本基金に積み立て、次年度以降に各団体が実施される事業を支援するため、5 つの団体分の 4,300 万円を増額計上するものです。なお、財源としては 92 ページ、その他財源として庄原市ふるさと応援寄附金 4,300 万円を増額計上しております。続いて、13 款 1 項 18 目 24 節の企業版ふるさと納税基金費です。ページは同じページとなります。本年度において市外の企業より企業版ふるさと納税による寄附がございまして、寄附金を企業版ふるさと納税基金へ積み立て、令和 7 年度以降に実施する寄附者が指定する事業に充当するため、積立金 1,040 万 3,000 円を増額計上するものです。なお、寄附金は 10 万円単位の寄附となっておりますが、企業版ふるさと納税制度の所管省庁である内閣府から、企業版ふるさと納税の寄附を基金に積み立てる場合は寄附額と同額ではなく、自治体の一般財源も加えた額を積み立てるよう事務取り扱いマニュアルで示されており、本市では寄附額の 1 %を加えて積み立てることとしておりまして、補正額のとおり 10 万 3,000 円を一般財源として加えた額となっております。なお、財源としては 92 ページ、その他財源として、庄原市企業版ふるさと納税 1,030 万円を増額計上しております。いちばんづくり課からの説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。自治定住課長。

○中村雅文自治定住課長 それでは自治定住課所管の補正予算案について御説明を申し上げます。補正予算書の 44、45 ページをお開きください。2 款 1 項 7 目自治振興費です。45 ページの説明欄の 04 自治振興センター等管理運営事業の 12 節委託料です。自治振興センターの指定管理料において、精算項目としている電気料金及び修繕料の額が当初見込みを超えており、合計 136 万 6,000 円を増額補正をお願いするものです。増額が大きいものについて、電気料金では庄原自治振興センターの利用者が大変増加しており、この施設だけで 119 万 6,000 円を増額となっております。ほかの 14 の施設の増額なのですが、これは 10 万円以下の微増です。逆に大きな減額となっているのは総領自治振興センターで、電力会社の契約を見直され 94 万 1,000 円の減額となっております。残り 4 つの施設が微

減ということで 10 万円以内の減額になっております。修繕料については山内自治振興センターのトイレの照明ということで 2 万 7,000 円を追加しております。続いて、債務負担行為の補正について御説明します。補正予算書の 9 ページをごらんください。第 4 表 1 の追加です。先般、議会議決をいただいた自治振興センター 4 カ所の指定管理の指定について、債務負担行為の補正を追加するものです。表中の庄原市八幡自治振興センターから庄原市総領自治振興センターまでの 4 施設で、期間はいずれも令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間、限度額は協定に定める額としております。説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。前田委員。

○前田智永委員 少し確認の意味で、先ほど総領自治振興センターで電力会社の見直しをされて 94 万円ばかり減額になっているというところで、それは他の自治振興センターには使えないものなのでしょうか。

○赤木忠徳委員長 自治定住課長。

○中村雅文自治定住課長 総領については視覚的ホールを備えておられ、施設が大きいというところで年度当初に取り組み、契約変更によって大きな減額が生じたということです。他の施設については太陽光施設の配置でありますとか、いろいろ契約が複雑といいますか、いろんな絡みがあるようで、一概にどの業者に変えたからといって減額にはならないということだそうです。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。農業振興課長。

○黒木和彦農業振興課長 それでは農業振興課の補正予算の概要について御説明します。補正予算書の 66 ページ、67 ページをお開きください。6 款 1 項 3 目農業振興費の 14 新規就農者総合支援事業については、負担金、補助及び交付金を 2,447 万 8,000 円減額するものです。内容について御説明申し上げます。まず、補助金一般 988 万 4,000 円の減額は、国の事業である新規就農者育成総合対策事業を活用し、2 名分 1,050 万円を計上しておりましたが、1 名の就農にとどまり 677 万 1,000 円を減額、また農業次世代人材投資事業で中間評価の所得要件による給付額の減額、その他、市の単独事業である新規就農者育成事業で、新規就農の就農時期の繰り延べにより給付額が減少したことによる減額です。これに伴い新規就農者育成総合対策事業の財源として計上しております県支出金を 844 万 5,000 円減額しております。次の補助金、建設単独 1,459 万 4,000 円の減額は、市の単独事業である新規就農施設等整備補助金で活用を予定していた施設整備費で、導入機械の変更や就農時期の繰り延べにより事業実施が減少したものです。説明は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。林業振興課長。

○松永幹司林業振興課長 林業振興課が所管しております一般会計補正予算の概要について御説明します。補正予算書の 68 ページ、69 ページをお開きください。6 款 3 項 2 目林業振興費の説明欄 05 有害鳥獣防除事業、18 節負担金、補助及び交付金、04 補助金、一般及び 06 補助金、建設補助については、

国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用した捕獲班用箱わなやワイヤーメッシュの歳出見込額により、05 補助金、建設単独は、単市の有害鳥獣防除柵設置事業の交付実績に基づき、合わせて1,554万1,000円を減額しております。財源として県支出金1,199万9,000円を減額しているものです。続いて説明欄14 林業・木材産業等競争力強化対策事業、18 節負担金、補助及び交付金、06 補助金、建設補助については、国の林業・木材産業等競争力強化対策事業費補助金を活用した構成の林業機械導入事業補助金について、国の採択がなかったため全額の1,646万6,000円を減額しております。財源として県支出金を同額の1,646万6,000円減額しております。続いて予算書の70ページ、71ページをごらんください。説明欄17 森林経営管理事業、12 節委託料、01 業務委託料、物件費では、森林経営管理事業に係る森林所有者の意向調査、水深調査、間伐遵守に係る委託料について、おのおの実施見込みにより1,640万7,000円を減額しております。財源として、その他森林環境整備基金を同額の1,640万7,000円減額しております。補正予算書の92ページ、93ページをお開きください。13 款1 項16 目説明欄01 森林環境整備基金費では、積立金において森林環境譲与税について譲与基準の見直しにより1,294万7,000円を追加計上しているものです。林業振興課の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。企画振興部長。

○加藤武徳企画振興部長 それでは続いて、商工観光課が所管します補正予算について御説明します。補正予算書の70ページ、71ページをごらんください。7 款1 項3 目観光交流費です。04 鮎の里公園管理事業の126万6,000円の増額は、指定管理料の修繕及び電気料等に係る精算に伴い増額するものです。続いて09 ひば道後山高原荘管理運営事業696万3,000円の増額は、高原荘の玄関エントランス自動ドアが経年劣化により開閉不能となったことに伴う取り替え修繕に係る費用162万3,000円の増額に加え、指定管理料の修繕及び電気料等に係る精算に伴い、534万円を増額しております。次に、14 道の駅たかの管理運営事業466万5,000円の増額は、他の施設と同様に、指定管理料の修繕及び電気料等に係る精算に伴うものです。続いて補正予算書の7ページをごらんください。あわせて資料1、令和6年度3月補正予算繰越明許費補正事業一覧もごらんください。中段の7 款1 項、交流宿泊施設整備事業2億2,010万6,000円の繰越は、桜花の郷ラ・フォーレ庄原の空調更新工事ですが、本件は空調設備機械の納入時期と施設利用者の予約状況などに不測の調整を要した結果、年度内の工事完成が困難となったことから繰越を行うものです。商工観光課の説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。環境建設部長。

○天野武美環境建設部長 それでは、環境建設部が所管します令和6年度庄原市一般会計補正予算第8号の関係分について、各担当課より説明をさせます。よろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 それでは建設課が所管します一般会計補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書の 68、69 ページをお開きください。上段 6 款 2 項 3 目基盤整備促進事業、説明欄 01 基盤整備促進事業、14 節工事請負費 1,500 万の減額は、西城地区栗頭首工整備工事における事業費確定に伴う不要額を減額するものです。次に 72、73 ページをお願いします。下段の 8 款 2 項 2 目道路維持費、02 除雪事業の 5 億 6,079 万 8,000 円の増額は、10 需用費については、市所有除雪機 17 台の修繕費 462 万 5,000 円を追加計上しております。また 12 委託料については、12 月から 3 月までの除雪の実績及び今後の見込みによるもので、5 億 5,617 万 3,000 円の増額を追加計上しております。本年度は 2 月に市北部を中心に数年ぶりの大雪となり、連日除雪作業を実施しております。次に 03 災害防除事業 1 億 153 万 5,000 円の減額は、国の交付金減額に伴い、庄原地区庄原高線ほか 1 路線に係る 12 節委託料 536 万 8,000 円及び 74、75 ページ、14 節工事請負費 8,857 万 7,000 円を減額するものです。次に 4 目道路新設改良費、03 道路新設改良事業単独 5,978 万 5,000 円の減額は、県施行西城川手柳原線荒神田橋拡幅工事において、事業年度の変更により、12 委託料 3,901 万 6,000 円の減額のほか、21 補償、補填及び賠償金について、柳原大仙谷線ほか 11 路線において電柱移転補償の確定に伴い 1,267 万 6,000 円の減額を行うものです。次に、07 地方創生道整備推進交付金事業 2,274 万 5,000 円の減額は、事業費の確定及び国の交付金減額に伴い、事務費を含め 76、77 ページ、16 節 02 土地購入費 500 万円及び 21 節 01 補償金 1,109 万 8,000 円の減額です。次に、8 款 4 項 2 目 01 急傾斜地崩壊対策事業 224 万 1,000 円の増額は、広島県施工の対策事業に対し、事業費の確定に伴い負担金を増額するものです。次に 86、87 ページ、下段 11 款 1 項 1 目農地災害復旧事業、02 過年農地災害復旧事業は、令和 3 年から令和 5 年災害の工事費の確定によるもので、事務費も含め 2,121 万 6,000 円の減額です。次に 88、89 ページをお願いします。2 目農業施設災害復旧費、01 現年農業用施設災害復旧事業は、令和 6 年災害の査定が 1 月に全て終了し、事業費が確定したことにより事務費も含め 6,924 万 1,000 円の減額です。次に 02 過年農業用施設災害復旧事業は、令和 3 年災、令和 5 年災の工事費の確定に伴うもので、事務費も含め 3,059 万 8,000 円を減額するものです。次に 90、91 ページ上段 11 款 1 項 3 目林業施設災害復旧費、01 現年林道災害復旧事業は、本年度、林道災害の発生がありませんでしたので、不要額 2,000 万 7,000 円を減額するものです。次に 11 款 2 項 3 目公共土木施設災害復旧費、02 過年公共災害復旧事業は、令和 4 年、令和 5 年災害の工事費の確定に伴うもので、事務費も含め 2,065 万 7,000 円を減額するものです。次に、予算書 7 ページ第 3 表、繰越明許費補正について説明します。まず、1、追加の事業です。6 款 2 項県営土地改良事業は、広島県が事業主体で事業費の一部を市が負担するもので、災害復旧費の影響でため池整備工事が繰越となり、市の負担金 961 万 4,000 円を翌年度に繰り越すものです。次に小規模農業基盤整備事業は、関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内完了が難しくなったため、ため池整備工事 972 万 2,000 円を繰り越すものです。次に 6 款 3 項林道整備事業は、広島県が事業主体で整備する東城地区の林道芝山線河内高野線の測量設計業務、電柱移転補償費で 824 万 5,000 円を繰り越すものです。次に小規模崩壊地復旧事業は、地権者との調整に不測の日数を要し年度内完了が難しくなったため、工事費 2,983 万 5,000 円を繰り越すものです。次に 8 款 2 項国県道整備負担事業は、広島県が事業主体で整備する国県道 5 路線が災害復旧の影響で繰り越しとなり、事業費の 10 分の 1 に相当する市の負担金 3,336 万円を繰り越すものです。次に 4 項急傾斜地崩壊対策事業も広島県が事業主体で整備するもので、事業費の 20 分の 1 に相当する市の負担金 645 万 9,000 円を繰り越すものです。次に 11 款 1 項現年農地災害復旧事業 1 億

7,623万1,000円の繰越は、令和6年発生災害であり、1月に災害査定が全て終了し事業費が確定した東城地区酒井農地ほか41件の工事費を繰り越すものです。次に過年農地災害復旧事業1,193万1,000円の繰越は、令和4年災害高野地区の和田農地ほか及び令和5年災害東城地区の吉原農地について、工事費を繰り越すものです。次に現年農業用施設災害復旧事業1億1,549万5,000円の繰越は、令和6年発生災害であり、1月に災害査定が全て終了し事業費が確定したため、工事費を繰り越すものです。次に過年農業用施設災害復旧事業6,797万5,000円の繰越は、令和4年災害西城地区小つぼ水路ほか1件について、工事費を繰り越すものです。次に2項、過年公共災害復旧事業5,143万7,000円の繰越は、令和4年災害高野地区の大鬼谷川ほか1件、令和5年災害水谷川の工事費を繰り越すものです。次に8ページ、2、変更の事業です。6款2項基盤整備促進事業については、栗頭首工改修工事及び熊野水路整備工事において、事業費の確定により6,908万6,000円に減額するものです。次に8款2項橋梁維持事業は、橋梁長寿命化修繕工事において、事業費の確定により1億696万2,000円に減額するものです。次に道路新設改良事業単独は、甲平尾引線ほか16路線について、県河川等関係機関協議により事業内容の変更が生じたため、2億6,889万7,000円に増額するものです。次に地方創生道整備交付金事業は、戸郷下谷線ほか3路線において、用地補償費の確定により1億914万1,000円に増額するものです。次に11款2項現年公共災害復旧事業、令和6年発生災害であり、1月の災害査定で事業費が確定したことにより1,888万7,000円に増額するものです。説明は以上です。よろしくお願いします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。横路委員。

○横路政之委員 除雪費用なのですけれども、きょねんと比べてどのぐらいの増額になっているのか。それと、この5億6,000万余りが、ことしの大体の除雪費用であると思っておけばいいのでしょうか。

○赤木忠徳委員長 答弁。建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 質問にお答えします。まず、今回の補正が5億5,617万3,000円で、当初予算が1億490万2,000円ありますので、合計で今年度の除雪費は6億6,107万5,000円です。おとし、令和5年の除雪費が2億7,200万、令和4年が5億2,600万で、数年ぶりの雪という形で6億ということになっております。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。前田委員。

○前田智永委員 関連しまして、除雪機の修繕が17台分という御説明があったかと思います。ことしは全国的に除雪が必要な山間地が多かったかと思うのですけれども、すぐに修繕が可能だったのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○赤木忠徳委員長 答弁。建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 修繕については即対応できまして、作業には差し支えないようにしております。今後、エッジの修繕とかがこれから出てきます。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。松本委員。

○松本みのり委員 除雪事業に関連してなのですけれども、この5億6,000万円余りの財源内訳を教えてくださいませんか。

○赤木忠徳委員長 答弁。財政課長。

○福本敬夫財政課長 財源については予算書にお示ししておりますように、一般財源で計上しております。

す。除雪経費については特別交付税の算定基礎になりますので、国には県を通じて報告しております。

○赤木忠徳委員長 松本委員。

○松本みのり委員 国から全額出るということですか。

○赤木忠徳委員長 答弁。財政課長。

○福本敬夫財政課長 特別交付税ですので補助金とは違いまして、算定経費として計上したものを報告はしておりますが、満額ついているかどうかは交付されてみないとわからない部分です。

○赤木忠徳委員長 松本委員。

○松本みのり委員 見込みとしてはどの程度出るものなのでしょうか。

○赤木忠徳委員長 答弁。財政課長。

○福本敬夫財政課長 特別交付税の基準で言われていますのは、算定経費のうち8割程度と見込まれております。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。坂本委員。

○坂本義明委員 たくさん繰越事業があったのですが、いろんな事情があると思うのだけれども、来年度の予算を組んでいるわけだから来年度でできるように段取りができるのか。これだけたくさんあったら、できるかなと少し心配になったので聞いてみたいのですが。

○赤木忠徳委員長 答弁。建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 言われたとおり、災害復旧の関係で、玉突きでずっと繰り越してきていましたので、7年度でこの繰越が終わるようにしております。7年度にまた同じ箇所を出すと、これが繰越しになりますので、そこについては7年度で工事費をつけておりません。ですから、この繰越を7年度できれいに整理できるという方向で今、予定しております。

○赤木忠徳委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 事業種も多いし、金額もいろいろあるのだけれども、建設業の人の問題もあって、絵に書いた餅にならないように。次にまた二次災害となることがあると思うので、そのあたりを改めてお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

○赤木忠徳委員長 答弁よろしいですか。

○坂本義明委員 いいです。

○赤木忠徳委員長 近藤委員。

○近藤久子副委員長 東城から中山峠を越えて庄原市内に入りますと、市内が1番危なくてでこぼこしている。それは、道路の周りの人たちが雪を車道に投げ込まれていると。それが凍るとでこぼこして走りにくい。1番中央部の道路がああいう状態で、いかなものかなと思うわけです。本来ならば、除雪したらそれをトラックで運んで川かどこかへ流すと。そういう方法がとれば、全ての地域をする必要はないのですが、この市役所の周りであるとか、交通量の多いところは御一考をされたほうがいいのではないかなと思うのです。市民からそういう声はありませんか。

○赤木忠徳委員長 答弁。建設課長。

○杉谷美和紀建設課長 声は入ります。確かに乗ってしまして、この市内ででこぼこになるところはあります。御存じのとおり、除雪をする前にタイヤがふんで圧雪して、それを取るのが難しい。そして溶けてでこぼこになるという状況が発生しています。そういう中で、町なかの除雪をするというのが今までずっと課題になっておりまして、塩をまいて凍結防止をするという方法を今はとっております。

そして、今はまだ通行が可能であります、ひどい場合には、それをとって運ぶという策はとっていきます。

○赤木忠徳委員長 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。環境政策課長。

○日野原祥二環境政策課長 環境政策課所管の補正予算案について御説明申し上げます。補正予算書 62、63 ページをお開きください。第 4 款第 2 項第 2 目の 02 リサイクルプラザ管理運営事業、10 需用費、04 印刷製本費については、ごみ収集カレンダーの入札減により 74 万 8,000 円を減額するものです。14 工事請負費、01 工事請負費については、処理料金の自動徴収機ほか機器更新に伴う入札減により 1,557 万 9,000 円を減額するものです。17 備品購入費、01 備品購入費については塵芥車、これはパッカー車のことですが、パッカー車の更新に伴う入札減等により 230 万 1,000 円を減額するものです。続いて 06 東城ストックヤード施設整備事業、12 委託料、01 業務委託、物件費については、旧東城ごみ焼却施設解体発注支援業務において、入札減に伴い 23 万 1,000 円を減額するものです。03 調査測量設計監理等委託料については、東城ストックヤード施設の建設実施設計業務において、入札減に伴い 1,290 万 7,000 円を減額するものです。14 工事請負費、01 工事請負費については、東城 RDF 化施設内部機器の解体工事において、入札減に伴い 217 万 8,000 円を減額するものです。続いて繰越明許費については、資料 1 の令和 6 年度 3 月補正予算繰越明許費補正事業一覧をお開きください。繰越明許費の追加ですが、第 4 款第 2 項、東城ストックヤード施設整備事業で 4,389 万 1,000 円について、限度額として繰越明許の設定をしております。旧東城ごみ焼却施設解体工事及び工事監理業務において、施設内のダイオキシン類等汚染物質の調査で、除染作業に不測の日数を要し、今年度予定をしておりました事業が実施できなかったことにより、来年度へ繰り越すものです。説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。都市整備課長。

○久保隆治都市整備課長 それでは都市整備課から説明します。補正予算書 76、77 ページをお開きください。8 款 5 項 2 目街路事業費 2,701 万 1,000 円の減額の主なものについては、街路事業の 12 節委託料ですが、国費の減額内示にあわせ、長期未着手都市計画道路整備の見直し業務及び本町板橋線都市計画道路測量設計業務委託の業務内容を調整し、委託に要する経費 2,000 万 8,000 円を減額し、18 節負担金、補助及び交付金を広島県が施工しております都市計画道路高小路線及び上野公園線の道路改良事業に要する令和 6 年度の負担金について、精算により 700 万 3,000 円減額するものです。78、79 ページをお開きください。8 款 6 項 1 目住宅管理費 3,376 万 8,000 円の減額は、市民住宅管理事業の 14 節工事請負費について、国費の減額内示にあわせ、東城市民住宅の外壁手すり改修工事の事業量を調整し、工事に係る経費を減額するものです。8 款 6 項 2 目住宅整備費 1,650 万 3,000 円の減額についても、国費の減額内示にあわせ、市営住宅整備事業の 14 節工事請負費について、庄原の刈屋口公営住宅の建築戸数を 8 戸から 6 戸に減らし、工事に要する経費 1,619 万円の減額をしました。次に、繰越明許費について説明します。予算書 7 ページ、第 3 表、繰越明許費補正の 8 款 5 項街路事業と 6 の市営住宅整備事業です。別冊資料の 1、繰越明許費補正一覧をごらんください。中段ですが、8 款

5項2目街路事業5,385万9,000円の繰越は、長期未着手都市計画道路見直し業務において、将来の交通量の推計のため交通量調査を新たに追加したことにより、不測の日数を要し繰り越すものです。本町板橋線都市計画道路測量設計調査業務については、無電柱化に伴う電線事業者との調整に不測の日数を要したため、年度内完了が困難なことから繰り越すものです。なお、業務の完了予定は令和7年9月としております。次に8款6項2目市営住宅整備事業1,500万円の繰越は、東城の第一川東公営住宅の整備に伴う敷地や上下水道の工事で、敷地内にあります電柱等の移転について、関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内完了が困難なことから令和7年度に繰り越して実施するもので、令和7年7月を完成予定としております。以上で都市整備課に関する3月補正予算の説明を終わります。よろしくお願いします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。地籍用地課長。

○信清裕司地籍用地課長 地籍用地課所管の令和6年度補正予算案の説明を行います。補正予算書66ページ、67ページをお開きください。6款1項6目02地籍調査事業について、東城地区、総領地区、計2地区の一筆地調査測量業務委託に係る地籍調査事業補助金において、当初補助要望額に対する減額内示及び精算見込みによる事業費の減と、国の一次補正による令和7年度事業の令和6年度への前倒予算措置と合わせ447万7,000円を増額するものです。また、財源として国庫支出金に地域調査事業補助金として435万2,000円を増額計上しております。次に補正予算書7ページ、第3表、繰越明許費補正追加及び資料1の1ページをごらんください。6款1項地籍調査事業として、業務委託料など2,311万円を繰り越すものです。これは先ほど御説明しました令和6年度地籍調査事業負担金国一次補正により、令和7年度に予定した事業の令和6年度への前倒予算措置に伴うもので、年度内完了が困難であるため繰り越すものです。以上で地籍用地課所管の令和6年度補正予算案についての説明を終わります。よろしくお願いします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。教育部長。

○荘川隆則教育部長 続きまして、教育部に關係します補正予算について御説明申し上げます。詳細については担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 教育総務課長。

○毛利久子教育総務課長 それでは教育総務課が所管します補正予算について御説明申し上げます。補正予算書84、85ページをお開きください。中段、10款4項1目幼稚園費の01私立幼稚園支援事業です。18節01負担金一般の258万円の増額は、私立幼稚園の運営費用等を支援する施設型給付費等負担金について、令和6年度人事院勧告に基づき、公定価格が改定されたことにより増額するものです。財源として、国の幼稚園費負担金120万7,000円及び県の幼稚園費負担金86万4,000円を追加し、その他財源の過疎地域持続的発展基金繰入金を35万5,000円減額するものです。次に継続費の補正について説明します。補正予算書6ページをお開きください。継続費の変更です。10款教育費、2項

小学校費、事業名、小学校施設整備事業、東小学校校舎長寿命化改修工事について、事業の進捗状況によって年割額を変更するとともに、令和7年度において運動会を別会場で行うための送迎バス借り上げ料を追加し、補正後の総額を17万円増額するものです。以上、教育総務課が所管する補正予算の説明です。よろしくお願いします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、続いて説明を求めます。生涯学習課長。

○亀山慎也生涯学習課長 生涯学習課が所管します補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の86、87ページをお開きください。10款5項8目文化施設管理費の市民会館管理運営事業です。委託料01業務委託料では、指定管理を行っております庄原市民会館、庄原市東城文化ホールにおいて、精算項目でございます電気料等が現予算で不足することから、両施設を合わせて255万7,000円を増額計上するものです。続いて9ページをお開きください。債務負担行為補正について御説明します。下段にあります庄原市高野宿泊研修施設、ふるさと村高暮は、指定管理者高暮自治会の指定管理に要する経費です。なお、限度額は協定に定める額としており、指定管理期間は令和7年度から令和11年度までの5年間としております。説明は以上です。よろしくお願いします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。ここで暫時休憩いたします。再開は午後4時20分です。

午後4時8分 休 憩

午後4時18分 再 開

○赤木忠徳委員長 休憩前に引き続き、会議を再開します。続いて議案第52号、令和6年度庄原市住宅資金特別会計補正予算第1号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。収納課長。

○松本武士収納課長 それでは議案第52号、令和6年度庄原市住宅資金特別会計補正予算第1号について御説明申し上げます。まず歳出から説明します。補正予算書10ページ、11ページをお願いします。1款1項1目一般管理費、21節補償、補填及び賠償金及び26節公課費の30万円の減額ですが、こちらは貸付に関連して訴訟事案が発生した場合の供託金及び登録免許税に係る予算で、今年度は該当がなかったために全額を減額するものです。次に3款1項1目一般会計繰出金94万円の増額は、実績見込みによる精算で一般会計への繰出金として追加計上するものです。次に歳入です。補正予算書8ページ、9ページをお願いします。3款1項1目繰越金、1節前年度繰越金については、額の確定により27万1,000円を増額し、4款1項1目住宅新築資金等貸付金元利収入は、元金償還の決算見込みにより36万9,000円を増額するものです。以上、合計で歳入歳出それぞれ64万円を追加計上するものです。議案第52号の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第 53 号、令和 6 年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総領支所長。

○今西隆行総領支所地域振興室長 別冊の議案第 53 号をお願いします。総領支所が所管します令和 6 年度庄原市歯科診療所特別会計補正予算第 1 号について説明申し上げます。予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。まず歳出を中心に説明します。1 款 1 項 1 目一般管理費については、歳入の繰越金が診療収入部分でもありますので、増額分 11 万 7,000 円を歯科医師への委託料として増額するものです。庄原市歯科診療所特別会計補正予算についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第 54 号、令和 6 年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。保健医療課長。

○出口聡保健医療課長 続いて議案第 54 号、令和 6 年度庄原市休日診療センター特別会計補正予算第 1 号について説明します。補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目一般管理費については、庄原市休日診療センターの光熱水費及び感染症関係の受診者数の増による医薬材料費の決算見込みにより 15 万 1,000 円を増額するものとなります。なお歳入予算については、お戻りいただいて 8 ページ、9 ページとなりますが、1 款 1 項 1 目国民健康保険診療報酬収入から 5 目一部負担金収入までは、受診者数の見込みや 1 人当たり平均診療単価の当初見込みからの減に伴い、75 万円を減額し、3 款 1 項 1 目一般会計繰入金については、診療報酬等の減収見込みなどに伴い、一般会計からの繰り入れの額を 90 万 1,000 円増額するものです。庄原市休日診療センター特別会計の補正予算についての説明は以上です。よろしく申し上げます。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第 55 号、令和 6 年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算第 3 号を議題とします。執行者からの説明を求めます。保健医療課長。

○出口聡保健医療課長 続いて議案第 55 号、令和 6 年度庄原市国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について御説明申し上げます。補正予算書の 10 ページ、11 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目 02 一般管理事業については、郵便料及びレセプト点検業務委託料など実績により 26 万 7,000 円を減額するものです。5 款 1 項 1 目 01 保健衛生普及事業については、主には糖尿病性腎症重症化予防事業委託料の実績による業務委託料 286 万 3,000 円の減及び、健康教室や運動教室の実績などにより、合計 330 万 3,000 円を減額するものです。2 項 1 目 01 特定健康審査事業については、特定健診受診者の減少に伴うなみかポイント付与に係る報償費 387 万 9,000 円の減及び業務委託料 1,214 万 6,000 円の減など、合計で 1,742 万 4,000 円を減額するものです。めくっていただき 12 ページ、13 ページです。3 項 1 目 02 しあわせストーリー推進事業については、会計年度任用職員の勤務日数に伴い報酬及び職

員手当等、合計 159 万 2,000 円を減額するものです。6 款 1 項 1 目 01 財政調整基金積立金については、令和 5 年度繰越金の確定に伴い、積立金 3,782 万 7,000 円を増額するものです。8 款 3 項 2 目 01 病院事業繰出金については、西城市民病院の事業に関する県からの特定財源を国保会計を通じて繰り出すもので、交付見込みにより 40 万 7,000 円を増額するものです。なお、ただいま御説明しました第 1 款から第 8 款までの歳出予算の増減に対応するため、歳入の国民健康保険税、県支出金、繰入金、繰越金について、特別交付金の交付対象基準の変更に伴う財源調整なども含め、それぞれ財源の整理を行っております。国民健康保険特別会計の補正予算についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第 56 号、令和 6 年度庄原市国民健康保険特別会計直診勘定補正予算第 2 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総領支所長。

○今西隆行総領支所地域振興室長 別冊の議案第 56 号をお願いします。総領支所が所管します令和 6 年度庄原市国民健康保険特別会計直診勘定の補正予算第 2 号について御説明申し上げます。補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。歳出について、1 款 1 項 1 目一般管理費の職員人件費については、医師派遣負担金の確定により 111 万 6,000 円の増額、一般管理事業については会計年度任用職員の期末手当等の実績、光熱水費、窓口業務の委託料、公課費の実績見込み等により、167 万 7,000 円を減額するものです。2 款 1 項 2 目医療用消耗器具費と 3 目医薬品衛生材料費については、新型コロナウイルスワクチン購入費など医薬材料費が増加したため、合計で 291 万 8,000 円を増額するものです。庄原市国民健康保険特別会計直診勘定の補正予算についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第 57 号、令和 6 年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。保健医療課長。

○出口聡保健医療課長 続いて議案第 57 号、令和 6 年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号について御説明を申し上げます。補正予算書の 10 ページ、11 ページをお願いします。2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金については、広域連合に納付する保険料等負担金及び保険基盤安定負担金、令和 5 年度保険料等負担金精算金を、広域連合の指示額などにより 2,282 万 8,000 円減額するものです。歳出予算補正にあわせ、歳入予算の後期高齢者医療保険料繰入金、繰越金について、広域連合の指示額などにより財源の整理を行っております。後期高齢者医療特別会計補正予算についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第 58 号、令和 6 年度庄原市介護保険特別会計補正予算

第3号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。高齢者福祉課長。

○野木一伸高齢者福祉課長 議案第58号、令和6年度庄原市介護保険特別会計補正予算第3号について御説明申し上げます。補正予算書の13ページをお開きください。事項別明細書により歳出から主な内容を説明します。今回の補正は主に保険給付費、各種介護予防事業の執行見込みによるものです。

1款総務費、3項介護認定審査会費については、介護認定審査会委員報酬の増などにより32万2,000円を増額するものです。続いて表の2段目、2款保険給付費です。1項介護サービス等諸費から14、15ページの6項介護予防サービス等諸費までは、介護サービスに係る保険給付費の見込みにより追加または減額するものです。ここでは、目の中で1,000万円以上の増減のある給付費について御説明します。また説明欄中の財源振替の事業については、歳入の補正にあわせ、歳出の特定財源等の充当割合を振り替えたものであり、歳出額に変更がないことから説明を省略します。12、13ページにお戻りください。1項介護サービス等諸費、4目地域密着型介護サービス給付費については、主には小規模多機能型居宅介護支援事業所1カ所の廃止による給付費の減により4,500万円を減額し、合計で4,000万円の減額を行うものです。14、15ページ、5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費については、市民税非課税世帯に属する方が施設及び短期入所サービスを利用する際に、食費・居住費が負担額を超えた場合、学校施設等に補足給付する制度で、執行見込みにより2,100万円を減額するものです。14ページ下段から17ページ、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費です。3目介護予防・生活支援サービス事業費訪問型、4目同事業費通所型及び5目介護予防ケアマネジメント事業費については、要支援者等を対象とする各事業の執行見込みによりそれぞれ減額するものです。6目一般介護予防事業費では、他団体と合同で事業実施するなどの事業実施方法の変更に伴う会計年度任用職員報酬や業務委託料の減額などにより、6目の事業費合計で69万3,000円を減額するものです。2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費の04包括的・継続的ケアマネジメント事業、センター運営については、研修会がオンライン研修になったことによる旅費の減額や燃料費の執行見込みなどにより減額、06包括的支援事業、社会保障充実にについては、会計年度任用職員に係る01報酬の257万7,000円の減など、1目の事業費合計で513万1,000円を減額するものです。18、19ページ、5目任意事業費、03その他任意事業については、主に食の自立支援事業の業務委託料の執行見込みによる408万9,000円の減額により、5目の事業費合計で366万9,000円を減額するものです。最下段、5款1項1目介護給付費準備基金積立金については、前年度の決算剰余金から前年度国庫支出金等精算返納金及び介護保険料へ充当分を除いた額を基金に積み立てることとし、2,678万円を追加するものです。なお、この積立により基金残高は約6億1,700万円となる見込みです。続いて、歳入については8、9ページをお開きください。3款国庫支出金から10、11ページの5款県支出金については、それぞれ交付決定額に応じて追加または減額するものです。10、11ページ、7款繰入金、1項一般会計繰入金については、歳出の補正にあわせ、定められた負担割合に基づき補正を行うものです。2項基金繰入金については全額を減額しております。8款繰越金、1項繰越金は前年度繰越金の額の確定に伴い、7,429万円を追加するものです。以上、歳入歳出それぞれ4,119万1,000円を減額するものです。議案第58号、庄原市介護保険特別会計補正予算の説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第 59 号、令和 6 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算第 2 号を議題とします。執行者からの説明を求めます。高齢者福祉課長。

○野木一伸高齢者福祉課長 続いて議案第 59 号、令和 6 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算第 2 号について御説明申し上げます。事項別明細書により歳出を中心に主な内容を説明します。補正予算書の 10、11 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目包括的支援事業費です。11 ページの 02 指定介護予防支援事業については、介護予防サービス計画の作成などの業務を行う会計年度任用職員の 01 報酬、03 職員手当等を執行見込みにより減額し、合計では 253 万 1,000 円を減額するものです。続いて歳入については 8、9 ページをお開きください。下段の表 1 款 1 項 1 目介護予防サービス計画費収入については、介護予防サービス計画作成件数の減により 72 万 5,000 円を減額、4 款 1 項 1 目一般会計繰入金については、歳出の地域支援事業費の執行見込みにより 180 万 6,000 円を減額するものです。以上、歳入歳出それぞれ 253 万 1,000 円を減額するものです。議案第 59 号、庄原市介護保険サービス事業特別会計補正予算の説明は以上です。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第 60 号、令和 6 年度庄原市宅地造成事業特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。総領支所長。

○今西隆行総領支所地域振興室長 それでは別冊の議案第 60 号をお願いします。総領支所が所管します令和 6 年度庄原市宅地造成事業特別会計の補正予算第 1 号について御説明申し上げます。補正予算書の 10 ページ、11 ページをお開きください。歳出について、1 款 1 項 1 目一般管理費の一般管理経費については、財産売払収入から一般会計繰入金の財源振替によるものです。3 款 1 項 1 目一般会計繰出金については、当初見込んでいた 1 区画分の財産売払収入分が分譲に至らなかったため、163 万 5,000 円を減額計上するものです。庄原市宅地造成事業特別会計の補正予算についての説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第 61 号、令和 6 年度庄原市下水道事業会計特別予算第 3 号を議題とします。執行者からの説明を求めます。下水道課長。

○信清裕司下水道課長 下水道課が所管します議案第 61 号、令和 6 年度庄原市下水道事業会計補正予算第 3 号について御説明します。別冊の補正予算書 10 ページ、予算説明書、補正をお願いします。このたびの補正予算については、主に精算見込みにより関係予算を補正するものです。まず、収益的収支の主な補正について支出から御説明しますので、11 ページをお願いします。下水道事業費用については、551 万 1,000 円減の 15 億 1,229 万 8,000 円を計上しておりますが、主な内容について御説明します。営業費用は 126 万 3,000 円減の 13 億 9,905 万 4,000 円で、管渠費では 260 万円減の 5,876 万 7,000 円を計上しております。主な要因は、委託料において集中豪雨等による中継ポンプ場汚水槽業務の実績による減額と入札減によるもので、工事請負費ではマンホール周辺の段差修繕工事の執行見

込みによる減額です。処理場費では950万7,000円減の4億8,611万1,000円を計上しております。主な要因は、委託料において集中豪雨等による緊急時の運搬業務と異常水質検査業務などの執行見込みがないことなどによる減額、入札減により減額となったものです。総係費では177万8,000円増の7,089万1,000円を見込んでおります。主な要因は、委託料において使用料統合徴収業務委託料の増額によるものです。減価償却費では1,102万6,000円増の7億8,190万5,000円を見込んでおります。主な要因は、東城浄化センター改築更新工事の完了による固定資産の増によるものです。資産減耗費では196万円減の138万円を見込んでおります。次に営業外費用については200万円減の1億453万円で、主な要因は企業債利息の執行見込みにより減額となるものです。次に、収入は10ページをお願いします。下水道事業収益については、1,155万6,000円減の20億282万4,000円を計上しております。営業収益は2,390万1,000円減の4億8,405万2,000円を計上しており、その主な要因は下水道使用料において、当初予算における想定を下回ったことにより減額となるものです。営業外収益は1,308万2,000円増の15億1,837万7,000円を計上しております。その主な要因として、他会計補助金は各費用の精算見込みにより813万1,000円の増額、長期前受金戻入では東城浄化センターの繰越分の完成により、減価償却費及び資産減耗費の増減による補正として679万8,000円の増額を行うものです。消費税及び地方消費税還付金は、確定申告に伴う減です。雑収益は、令和5年度の落雷による庄原浄化センター、電話交換機及び電話機取替え修繕の施設機器災害共済金の増です。特別利益では、浄化槽整備事業の令和5年度事業分の消費税及び地方消費税納付の実績によるものです。続いて、資本的収支は13ページの支出から御説明します。資本的支出は7,969万円減の7億7,353万7,000円を計上しております。その主な要因について、建設改良費、管路建設改良費の委託料284万3,000円の減額は実績による減額、工事請負費2,234万3,000円の減額は、入札減と地元申請による田畑からの宅地化に係る猶予解除地の管路築造工事の申請がなかったことにより減額をするものです。処理場建設改良費5,470万3,000円の減額は、委託料において、委託契約額の確定に伴う減額と工事請負費において東城浄化センター耐水化工事費の確定、比和浄化センターほか改築更新工事の補助金交付額による事業費の調整、浄化槽設置事業費の減によるものです。次に12ページの収入について御説明します。資本的収入は8,160万7,000円減の2億6,320万8,000円を計上しておりますが、主な減額要因としまして企業債6,260万円の減額は、先ほど御説明しました管路建設改良費の工事請負費における減額と処理場建設改良費における減額により、起債借入額を減額するものです。国庫補助金1,520万6,000円の減額は補助金交付額による調整で、負担金502万2,000円の減額は、受益者負担金の賦課確定額による減と工事負担金の道路改良事業に伴う支障移転補償精算による増、一般会計負担金の各費用補正に係る調整による減によるものです。令和6年度庄原市下水道事業会計補正予算第3号の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

 「〔なし〕と呼ぶ者あり」

○赤木忠徳委員長 なしと認めます。続いて議案第62号、令和6年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算第2号を議題といたします。執行者からの説明を求めます。西城市民病院事務長。

○仙田真作西城市民病院事務長 議案第62号、令和6年度庄原市国民健康保険病院事業会計補正予算第2号について御説明申し上げます。別冊の補正予算書7ページをお開きください。収益的収入です。

収入において、1款2項2目他会計補助金201万2,000円の増額は、説明欄1国保保健事業補助金の額が確定したことによる精算で、40万7,000円を増額するものです。また、説明欄2庄原市介護サービス事業所等運営法人物価高騰対策支援金の交付を見込み、160万5,000円を追加するものです。3目他会計負担金の1万8,000円の増額は、交付税の額が確定したことによる精算です。4目県支出金96万7,000円の増額は、説明欄1西城町小鳥原地区及び東城町小奴可内堀地区へ毎週水曜日に移動診療を行っており、移動診療車の運営補助金が確定したことによる精算で79万5,000円を増額するものです。また、説明欄2広島県医療機関食材料費高騰対策支援金の交付を見込み、17万2,000円を追加するものです。めくっていただき8ページ、収益的支出です。1款2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の2万1,000円の増額は、起債率の上昇に伴い企業債利子が確定したことによる精算です。めくっていただき9ページ、資本的収入です。上段の表、1款1項1目他会計出資金52万5,000円の減額の主なものは、通所リハビリ送迎車や多項目自動分析血球装置を初めとする医療用機械器具等の購入費が確定したことによる精算です。下段の表、1款2項1目企業債40万円の減額は、多項目自動分析血球装置の購入に係る借入額が確定したことによるものです。めくっていただき10ページ、資本的支出です。上段の表、1款1項1目固定資産購入費119万7,000円の減額は、説明欄にあります通所リハビリ送迎車を内容とする車両運搬具から、7のその他器具備品までの6品目の購入額が確定したことによる精算です。下段の表、1款2項1目企業債償還金25万円の減額は、前年度の企業債償還額が確定したことによるものです。議案第62号の説明は以上です。よろしくお願いします。

○赤木忠徳委員長 これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 なしと認め、質疑を終結いたします。執行者は御退席ください。

〔執行者 退席〕

○赤木忠徳委員長 これより採決を行います。まず、議案第51号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数17人、賛成14人、反対3人。以上のとおり賛成が多数であります。よって議案第51号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第52号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数17人、賛成16人、反対1人。以上のとおり賛成が多数であります。よって議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第53号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数17人、賛成17人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第54号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 54 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 55 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 55 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第 56 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 56 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第 57 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 57 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第 58 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 58 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第 59 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 59 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第 60 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 60 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に議案第 61 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 61 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。次に、議案第 62 号を採決します。お諮りします。本案の賛否について投票ボタンを押してください。

〔投票〕

○赤木忠徳委員長 投票を終了します。投票結果を報告します。投票総数 17 人、賛成 17 人。以上のとおり賛成全員であります。よって議案第 62 号は原案のとおり可決すべきものと決しました。この場合お諮りします。本議会における本委員会の審査報告の取りまとめについては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○赤木忠徳委員長 異議なしと認めます。よってそのように取り扱います。以上で本日の議題は全て終了いたしました。これで予算決算常任委員会を閉会いたします。

午後4時58分 散 会

庄原市議会委員会条例第 30 条の規定により、ここに署名する。

予算決算常任委員会

委 員 長